

裁 判 と 大 衆

行發社成啓

特248
985
民新聞社編



始



特248
985

序

裁判好き、と裁判嫌ひと云ふ二つの言葉がある、裁判所に行くのが三度の飯よりも好きで日常の事何でも彼でも裁判所に持ち込まないと納まらない人があるかと思へば、たとひ民事々件であつても裁判と聞くと首筋を縮めて恐しがる人がある。

神聖なる司法裁判に好惡のあるべき筈はなく、人間行爲最後の規範たる司法裁判が、好かれたり嫌はれたりするやうではまだく裁判の信用が確定したとは云へない。

×
先に陪審法が實施され、今度また民事訴訟法が改正されたのは、この點に注目した司法的一大轉機であつて、わが裁判が大衆の眞つ只中に乗り出して來たものと云へるのである、裁判好きも裁判嫌ひも、ひとしく手を擧げて之を迎へねばならない。

裁判の大衆化——、何と云ふ快い、何と云ふ力強い言葉だらう。

×

十月一日の司法記念日に尊敬すべきわが司法部諸賢は、國民新聞社の講堂に立つて裁判民衆化のために熱烈なる

序

一

序

二

辯を揮はれた、本書はその講演速記であつて、司法部と民衆とを繋ぐ最初にして唯一の聲であつたと確信する。

裁判親しむべく裁判信すべし、この書によつて多少たりともそれが具現するであらうなれば、講演諸氏の勞や徒爾でなく、主催者の満足またこれに上越したものはない。

×

講演會開催からこの書の編纂に至るまで、すべて社員井上圓三、三浦悅郎兩氏の勞によつたことを一言する。

昭和四年十月二十五日

國民新聞社主幹 山根眞治郎

裁判と大衆 目次

裁判より觀たる英國人

大審院判事 大森・洪太

- | | |
|----------------------|----|
| 一 英國人と其の國民性..... | 一 |
| 二 強固なる國家正義の觀念..... | 七 |
| 三 自由、法律及秩序に對する愛..... | 一〇 |
| 四 正義尊重の實益..... | 一三 |
| 五 傳統尊重..... | 一五 |
| 六 公明正大尊重..... | 一六 |
| 七 裁判尊重から判事尊重へ..... | 一九 |
| 八 辯護士の氣品尊重..... | 二〇 |

目

次

一

九 裁判は愛國の精神の基礎.....三

改正民事訴訟法實施に就て

大審院判事 法學博士 池田寅二郎

一 改正法立案の沿革.....三

二 改正の二大動機.....三

三 舊法の缺陷(合意延期と訴訟準備の缺乏).....三

四 改正法の眼目.....四

五 國民に對する希望.....五

國民と裁判

第一東京辯護士會長 法學博士 岩田寅造

一 裁判と一般國民生活の關係.....五

二 協力と競爭.....五

三 自由競争に對する法律上の制限.....六

四 法律の恩恵.....六

五 法律の活用と裁判.....六

六 裁判の神聖.....六

七 裁判の遅延と其の原因.....七

八 證人、鑑定人は國民の義務.....七

九 司法權の獨立と國民の自覺.....七

題未定

法學博士 花井卓藏

七

目 次

三

裁判と大衆

裁判より觀たる英國人

大審院判事 大森洪太

今日——十月一日は私共司法部に職を奉する者に採りましては、忘るべからざる光榮の日であります。丁度昨年の今日、陪審法施行の第一日に當りまして、畏くも 車駕君臨せられ、畏き 聖旨を頂戴致したのであります。此の光榮を永く記念致しまして、皆様と吾々司法部との密切なる聯絡を計り度い、斯様に心得て居つたのであります。幸に國民新聞社の御厚意に依りまして、此の講演會を茲に開くことに相成つたのであります。其の席上におきまして、私が拙き御話を申上げますことは、甚だ慚愧に堪へないのでありますけれども、同時に極めて光榮に感する所で御座います。

一、英國人と其の國民性

裁判より觀たる英國人

私の講演は「裁判より觀たる英國人」、斯様に題して置きました。實は私、或る法律上の用務をもちまして、大正十一年から十五年まで倫敦に滯在して居つたのであります。其の際に見聞致しました二三を申上げて、皆様の御批評を仰ぎ度いと思ふのであります。

實は私は倫敦に参りまして、徹頭徹尾感心をして歸つたのであります。愚か者の常と致しまして、見る事聞く事何につけても感心をしたのであります。其の中には感心すべからざる事も多くあります。又感心するに足らない事もありませうが、それは皆様に後に御叱りを蒙ることに致しまして、兎に角其の一端を申述べて見度いと思ふのであります。

最初私が倫敦に着きましたのは、倫敦の市の内外に大變樹木の多いことありました。御承知でもありませうが、獨逸の詩人のハイネが倫敦を批評して、「倫敦は大きな石の塊りだ」、斯う批評して居るのであります。それを讀んだ時には、私も左様に考へて居つたのであります。所が往つて見ると、甚だ相違して居るので、石の塊りといふよりは寧ろ一座の大きな森、其の森の處々に人家が連継してゐる、斯様に感じたのであります。街の中が既に左様でありますから、郊外になりますすると、實に大きな樹が多いのです。所が其の樹を見ますと、一本として、一枝として、

役に立つ樹はないのであります。何故かと申しますと、自然の儘に生ひ繁らしてありますから、用材にはならないのであります。尤も伐つて薪にしたり、燒いて炭にしますれば、何等かの効用はあります。けれども、御承知の石炭國で、そんな必要は無いのであります。木を薪にし炭にすることは却つて費用倒れであります。是に於てか、滿目の大樹が悉く無用の長物であります。實に馬鹿々々しいものだと私も最初は考へて居りましたが、さて知らぬ他國に参つたのであります。馬鹿々々しいから、隨分苦勞もありました。辛い目にも遭へば、癪に障る事もあつたのであります。然う云つた時には、私は唯ほんやりと其の樹を眺めて居りました。さうすると、如何にも暢々と生ひ繁つた樹でありますからして、これを見てみると、心持が自ら裕かになるのであります。丁度幼い時に母の乳房を貰つた時のやうに、大自燃に抱擁せらるゝといふのは斯う云つた感じぢやないかと思ふ様になりました。斯う考へて見ると、成程無用の長物もいゝ役に立つものだ、物質的には無用であるかも知れませぬけれども、精神的には餘程偉大な作用があるものだと思ひ始めたのであります。これに反しまして、足一度獨逸に入りますと、殊に柏林近郊に参りますると、樹木の様子が宛て違ひます、眼に映る樹は悉く用材林であります、さもなければ果

樹林であります、無駄が無い、一本と雖も、一枝と雖も、役に立たない樹は無い、金にならない樹は無いのであります、利用厚生と云ふ方から申しますれば、如何にもいゝのであります。さてこれが又餘りにギゴチないのであります、窮窟であります。却つてそこへ行きますると、倫敦郊外の暢々として裕かな樹が懇しく親しくなつたのであります。兎に角今申しました通りに、無用な澤山な樹を遊ばして置くといふのでありますから、餘裕のある景色であります、暢りしてゐる、おだやかである。此の倫敦郊外の大樹、それを取入れたおだやかな景色が即ち英國人の氣性ではないかと思ふのであります。彼等には缺點もありませう、短所もありませう、これは姑く別問題として、兎に角裕りがある様であります。昔の話でありまするが、一七五一年——まあ今日から二百年足らず前であります、其の當時英國の議會におきまして、西班牙と戰争するか否や、此の大問題を決すべき丁度其の日に、今でも在りますが、ドリューリーレイン、シャターといふ芝居小屋にシェクスピヤの「オセロ」が掛つた、こいつは面白い、是非觀なればならないといふので、或る議員が緊急動議を持出しまして、「今日は一つ議會は延期して皆で芝居見物に行かうちやないか」と言つた所が、「宜からう」といふので、皆芝居見物に出掛けまして、西班牙戰爭の問題は延期になつて仕舞つたといふ話を、歴史で讀んだことがあります

りますけれども、如何にも亂暴な話で、國事を議するのを忘れて、芝居を見るといふのですから、これは實に無鐵砲な話であります、實際そこへ行つて見ると、成程場合に依つては其の位の事はやり兼ねない餘裕のある國民だといふことが、段々と私にも感じられる様になつて參つたのであります。餘裕があるのでありますから、同時に甚だ鈍重の様です、鈍い、ちよいと見ると、失禮な言葉でありまするが、馬鹿に見える、感じが鈍いのであります。曾て佛蘭西のギゾーであつたかと記憶致しまするが、英國人と佛蘭西人とを比較致しまして面白い事を申して居ります。それは英國人と佛蘭西人とが一緒に手を携へて野原を散歩した、所が行手の方に當つて大きな穴が明いてゐる、然るに佛蘭西人は大變敏感で、頭がいゝ、捷いのです、此の點は佛蘭西人と日本人とは能く似て居ります、彼處に穴があるといふことを直ぐに氣が附きまして、眞つ直に行かないで、横に外れてしまつた、所が英國人は今言つた通り鈍い、足元に穴があるのが判らないので、眞つ直に歩いて行つて、穴の中にはまつて仕舞ふ、其の次に來る佛蘭西人、これも敏感なものですから、スルリと巧に避けて仕舞つた、第一の英國人はこれは矢張りボカリと穴の中に陥ちて仕舞つた、斯う云ふと英國人は何時も損をしてゐる様であります、斯く英國人が穴の中に落重つて居りまする間に、終ひには穴が英國人で一ぱいになつて

仕舞つた、今度来る英國人は同國人の犠牲に依つて、今は坦々となりました大道を真つ直に行つて仕舞ふ、其處に行くと佛蘭西人はまだ危いと思つて、横に外れて仕舞つて、結局到達の地に着く事が遅くなつて仕舞ふ、これは佛蘭西人が言つてゐる。鈍感は鈍感だけれども、此の鈍感たるや棄つべからざる鈍感である、馬鹿な様でありますけれども、結構な馬鹿で、晝行燈といふ言葉があります、大石内藏助の様な晝行燈は一朝事があれば役に立つ晝行燈であります、さう言つた感じは確にある様であります。即ち餘裕があつて鈍重で、而も同時に甚だ堅實な様であります。底力がある。世界戦争の最初に當りまして、獨逸の皇帝が英國が世界戦争に參加する、即ち獨逸に手向つて起つといふことを知りながら戦争をしたか否や、つまり獨逸が開戦の際に英國の參戰を豫期して居つたか否やといふことが、今日尙疑問の様であります、所詮獨逸の皇帝に聽いて見なければ判らぬ話であります、揣摩憶測を許さざる問題であります。若し獨逸が英國が戦争に參加することを豫期しながら、あの戦争開始を敢てしたといふならば、慥に獨逸は英國を見損つて居た。醫者なら診察を誤つてゐる、吾々ならば申譯無い話であるが誤判をしてゐる、といふのは英國の形式に現はれましたる點を捉へて、英國を批評しただけでは、これは判らぬ、其の奥底に潜みまする底力を勘定しなければ、到底判るものぢやふのであります。

ない、英國の海軍はどの位あるとか、陸軍の常備兵は無いぢやないか、贊澤になつて生活費が餘程嵩んでゐるさうだといふ様な、眼に現はれ、鼻に嗅げる様なことでは、英國を測定するに足らないのであります。ですから、陸軍に常備軍が無いと油斷して居つたところが、豈測らむや、直ぐに義勇軍が出來た、大名の息子も溝泥の息子もといふ言葉が當時流行つたのであります。勿論封建制度ではないから昔の様な大名はないけれども、貴族の息子も、溝泥の息子といふのは、溝泥の様な汚いどん底の貧乏な暮しをしてゐる者の息子もといふ譯で、貴賤手を取合つて出陣した、これには獨逸も一驚を喫したのであります。要するに、餘裕があつて、鈍重で、而も頗る堅實で、感じが鈍い、觸つた位ぢや感じはないが、叩けば音がする、而も戛玉の響がする、これが英國人の眞面目ではないかと私は思ふのであります。

二、強固なる國家正義の觀念

そこで、成程それは結構な話だ、左様な國民性が如何にして出來たであらうか。先づ私はそれを疑問としたのであります。何ういふ譯で出來たか、私にもよくは判りませぬけれども、此の國民の落着

きは國家の正義を愛する觀念、國家を正義の上に置いて、正義と共に終始するといふ觀念が強いからであると、私は考へたのであります。英國人は如何にも正義といふことを能く口に致します、「英國の正義」、正義といふことが英國の專賣特許の様に考へて居るので、「イヤ日本の正義かね」といふ様なことを言ふのです、一體日本には正義なんか無いだらうといふ様な顔をしてゐる、甚だ癪に障りますけれども、英國人から言ひますれば、日本人だらうが、佛蘭西人だらうが、露西亞人だらうが、伊太利人だらうが、同じ事です、まあ、彼奴等には正義なんて事は解らないだらう位に心得てゐる様です。傍若無人な話、憤慨するに足りまするけれども、彼等は正義を自分の專賣特許なりと信じて疑はざるだけの覺悟はある様です。自信はある様です。國家を正義の土臺に置いて、其の正義を國民全體が輔翼してゐる、國民が正義を自己のものとして保護してゐる、斯ういふ感じが強いが爲めに、彼等は自然に落着きが出來て、偉大さが加はるのだと、私は思ふのであります。英國の小學校で子供に能く教へる話に妙な話があります、これは國情が違ひまするから、我が日本と同様に考へてはいけませぬけれども、先づ斯ういふ話です、大分前の話でありまするが、第十五世紀の初頃でありまするから、まあ今日より四百年ばかり前です、其の頃ヘンリー五世といふ王様が居られました、此の王様が皇太子時

分には隨分亂暴で、皇太子様の癖に剽盜をしたり、甚だ變な話ですが、人の女房をとつたといふ話であります、隨分亂暴な皇太子殿下で、此の皇太子殿下のお氣に入りの臣下が借金をして裁判所に訴へられた、借金をして返さないものでありますから、裁判所は勿論これに敗訴を言渡しました、そこで皇太子殿下が大に怒つて、劍を抜いて法廷に飛込んで、判事に肉薄した、俺の友達を敗すなんて怪しからぬ話だと、劍を抜いて法廷に飛込んで來たのです、隨分亂暴な人であつたのですね、所が其の時の判事は名高いガスコインと云ふ人でありますて、此の人も負けてゐない、直ちに皇太子を法廷侮辱罪で監獄にぶち込んで仕舞つた、所が在監中に父の王様が御亡くなりになりましたからして、前科者の皇太子殿下は監獄から即位して、さうして王様になられた、王位に即かれますと同時に、前非を悔いて、賢臣を三人御抜擢になつて、一切の政治を此の三人に委ね、勿論自分も親しく三人の教へを受け、國勢を大に伸張したのであります、此の三人の賢臣の一番首席に採用したのは、自分を監獄にぶち込んだガスコインといふ判事、さういふ話であります。尤も此の話は實は嘘らしい様です、歴史上的根據は餘り無い様でありまするが、眞に確に在つた話として、即ち國民の理想として、若い生徒に今も尙教へてゐるさうであります。正義は重い、正義に與する、これが國民の眞の本務である、斯様に

確信して居るといふことが、此の話でも或は御諒解になりはしないかと思ふのであります。でありますから、其の正義の殿堂であります裁判所は、これは無上に高い所として、國民全部が齊しく尊重してゐる様であります。私司法の末班に職を忝うして居ります者として、斯く申しますと、我田引水の觀がある様であります。私は本當の事を申上げるのであります。今日皆様の前に本當の事を申上げるのは、私の義務と心得ますから、有の儘に卒直に申上げるのであります。

三、自由、法律及秩序に對する愛

英國人は裁判所を高い貴い所として、尊重をして居ります。現に英國の憲法の土臺は、第十三世紀の初に出來上つて居たのであります。御承知の一一二五年六月十五日、當時の國王のジョンといふ方が署名をされた大憲章、所謂マグナカルタ、これが英國憲法の土臺になつて居るのであります。此のマグナカルタには種々の事項が包含されて居りますけれども、最も其の重要な點は裁判を重んずる點であります。「何人と雖も裁判に依るに非されば逮捕監禁せらるゝことなし」「何人と雖も裁判を受くる権利を奪はるゝことなし」誰でも最後の解決は裁判に訴へることが出来る、権利ある者は裁判に依

つて保護される、惡しき行ひをした者は裁判に依つて罰せられる、これが國民の根柢の権利であるといふことが一二一五年にマグナカルタに依つて初めて確立されたのであります。其の後數百年経ちまして、佛蘭西が御承知の通りの大革命、色々な悲劇や喜劇を繰返しまして、漸く學んだのが此のマグナカルタの條章であります、それが其の後又諸國に傳はりまして、所謂近世の立憲政體といふものが出來たのであります。此の立憲政體の元祖は何處だといふと英國、而もそれが第十三世紀、今日から見ますると七百年以上前の話であります。而も其の根源たるマグナカルタに何が書いてあるか、今申しました通り裁判の事が其の土臺になつてゐる。又以て彼等が裁判を尊重する風を推すに足ると思ふのであります。でありますから、英國の國民は自由を愛します。けれども自由といふのは決して不作法の事ではない、勝手氣儘にする、何でも彼でも俺は斯うするのだといふことは、決して自由ぢやない、英國人は斯ういふことをよく誇つて申して居ります、The love for liberty, law and order 自由、法律及秩序に對する愛、自由を尙ぶと同じに法律を重んずる、秩序は矢張り之を自分達が維持する、自由と法律と秩序とは調和しなければならぬものであります。ですから、彼等の自由たるや、節制のある自由、曾て獨逸の矢張り詩人ですが、各國民が自由を愛しまする其の態度を比較し

て面白いことを述べて居ります。それに依ると、佛蘭西人は自由を愛すること戀人の様だ、だから自由を愛すこと甚だ熱烈で、時には血を流すことも辭せないけれども、醒めることも早い、飽きたらそれつきりだ、時に依ると心中もし兼ねない位の勢ひだが、明日はもうケロリと忘れる、だから戀人に對する愛だ、然るにそこへ行くと英國人は流石に落着いたもので、自分の女房を愛するが如くに自由を愛する、女房だからまあそう熱烈でもありますまい、併し戀人の様にケロリと忘れることはない、まあ極めて落着いてこれを愛してゐる、所が我が獨逸になると、詩人は云ふのです、獨逸人だから――これは又氣高い、お婆さんを愛する如く自由を愛する、斯う言つて居る、此の批評が當れるや否や、私は存じませぬけれども、若し英國人が自由を愛することに此の言葉を借り用ふるならば、彼等こそ戀人の如く又女房の如く同時にお婆さんの如く自由を愛する、私は左様に思ふのであります。

四、正義尊重の實益

そこで今申しました通りに、英國人の落着き、これが矢張り正義に根柢を有つてゐる。彼等が國を愛すること、法律を重んずること、自由を尊ぶこと、何れも土臺が正義に在る。斯様に申しましたの

でありますするが、其の正義は彼等英國人が自分達の正義である、自分達がこれを維持しなきやならぬ、これを輔翼しなきやならぬといふことを確信をして居るのであります。私が滯在中でありますたが、亞米利加人で面白い研究を發表した人がありました。と申しますのは、倫敦の巡査と亞米利加の巡査との比較なのです。倫敦では御承知でもありますうが、巡査の成績は極めて好いのであります。犯人を逮捕する率が大變上つてゐる、亞米利加ではどうもそれがうまく行かないのでありますて、自晝紐育の大通りに強盜が出没し、それが捕らないといふことは、必しも珍しい事ではないやうであります、尤も此の犯罪自身が英國には少い様ですけれども、犯罪の數を統計上現はすといふことは、これは非常に困難なことで、私が斯く申して居ります間に東京での位犯罪があるか判りませぬ、三つあるか、十あるか、二十あるか判りませぬが、これを統計で現はすことは困難であります。監獄に既に入つて居る者の數から申しますと、英國は其の本國の人口五千萬弱です、五千萬はありませぬ、此の人口に對して在監者が一萬ありますけれども、直ぐ下りますから、先づ一萬内外と御承知になれば大差がない、日本はどうかと申しますと、人口六千萬に對し在監者の數は四萬位です、監獄の人口が稠密であることは、決して自慢になつたことではありません、けれど

も亞米利加に較べますと、稍々人意を強うします、亞米利加は人口一億萬、日本の倍はありません、それで在監者は無慮二十萬、大分多い方であります、これは在監者の數で、此の統計は別問題でありまするが、巡査が犯人を逮捕する能力は英國人の方が大分亞米利加人より上だ、それで其の亞米利加人が色々苦心しまして、どういふ譯だらうと色々調査して見た所が、其の結果は、亞米利加の巡査と英國の巡査と學力を比較して見ると、同じ事、大差がない、體格を比較して見ると、是亦優劣がない、俸給手當を比較して見ると、亞米利加の方がズツと上だと斯う云ふのです、さうすると月給の安い方が働き、高い方が働くかぬといふことになる、然らば月給を安くすれば働くだらうかといふと、さうもいかぬです、そこで結局、それは英國人全部が正義を愛する念があるから、正義を愛するが爲めに、其の反面として惡を憎む、ですから茲に一人の泥棒か詐欺漢が現はれると、國民擧つてこれを憎みますから、吾等の正義と相容れざる存在だといふので、其の逮捕に助力します、精神的にも物質的にも警察に助力するから、國民全部が警察見たやうなものです、警察官は非常に樂です、所が亞米利加はさうはいかないから、要するに英米兩國の巡査の能率の差は實に茲に存する、要するに英國羨むべし、亞米利加嘆すべしと亞米利加人が言つて居つたのを、私は見聞致しまして、甚だ羨しく

も思ひ又これでこそ成程正義尊重の實益が現はれるのだと強く感じたのであります。

五、傳 統 尊 重

英國人が齊しく彼等の誇とし譽としてゐる裁判所へ行つて見ますと、此のまた裁判所が大變特長に富んで居りまして、甚しく古風を尊重して居ります、其の空氣は非常に保守的です、頑迷な位保守的であります。昔の風は隨分永い以前の事でも遺してゐる、例へば判事辯護士が今猶髪を冠つて居ります、白い髪、芝居に出て来る石川五右衛門の様な長い髪、尤も色は白いから、石川五右衛門の頭に雪がかゝつたやうな恰好をして居ります、此の髪といふものは、二三百年前の一般の裝身具で、つまり服装の一部であつて、男も女も老若悉く髪を用ひて居つたさうであります、併し幾ら裝身具でもこれは重つ苦しい流行であります。今日は御承知の通りに、女が長きが上に長かれと望んだ髪を、フツツリと切つて、辯護の様な頭を振立てゝ喜んでゐる時代ですから、髪を冠ることはもう流行しないけれども、法廷だけには其の髪を冠る風が遺つて居るのであります。以て古風尊重の一端をトするに足ると思ふのであります。それから法廷では鷺ペンを使つて居ります。彼の鳥の羽を削つたペンですけれど

も、今日は萬年筆もあれば、シャープ鉛筆もある世の中に、あのギシ／＼云つて甚だ使ひにくい所の鬱べンを棄てずに居る、斯ういふ様な状態であります。即ち傳統を尊ぶ、これが一つの特色であります。

六、公明正大尊重

次に公明正大といふことを甚だ力説高調します。勿論どこの國でも公明正大を尊ばないことはありますぬが、彼等程公明正大を尊ぶ者はない、英語に御承知の通りunenglishといふ言葉があります、直譯をすれば非英國的、若は非英國人的、英國らしくない、これはどういふ意味であるかと申しますと、公明正大ではないといふことで、unenglishといふのは公明正大でないといふ意味でありますて、先程も申しました通りに、公明正大は英國の專賣特許といふ様に、甚だ傍若無人であるが、彼等は左様に心得て居る。ですから、例へば恐喝罪は御承知でもありませうが、人の弱點をつかまへて、脅して金を取る罪です、何か人が悪い事をした其の弱點を握つて、金を寄越せ、金を寄越さないと弱點を世間に暴露するといふのが恐喝罪ですが、此の恐喝罪が最も憎れます、これに對して非常に重い刑罰が課せられます、といふのは卑怯だ、人の弱點を捉へて脅すといふことは卑怯だ、喧嘩するなら

堂々とやるがよい、弱點を押へて自分の利益を計る様な事は實に卑怯だ、悪人中の悪人だ、斯ういふ思想から行つてゐる様であります。それから又殺人、人を殺すといふことはこれは勿論善くないが、英國では謀殺既遂は悉く死刑になります、ですけれども、同じ殺人でも毒殺罪が一番憎まれるのです、何故毒殺罪が憎まれるかといふと、人の知らない間に一服盛るのだから、卑怯だ、同じ殺すなら面と向つて一刀を浴せる、これは男らしい、コツソリやるといふことは卑怯千萬で、曾我兄弟が仇工藤祐経を殺すのに、寝てゐる所を殺さずに、枕を蹴つて起してから殺した、殺すのに叩き起さないでもよい様なものであるが、それでは卑怯だ、これが武士道であります、これと同じ事なんです、毒殺は卑しい、そこで毒殺事件には大抵檢事總長が自ら立會ふ慣例になつて居ります。それから動物虐待といふことが犯罪になつて居ります、面白い例でありまするが、自分の飼つてゐる驢馬を町の中で三度打つたが爲めに、三ヶ月懲役にやられたといふ様な例があります、所が人間を三つ位打つたのでは、事情にも依りますが、却々懲役には行かないでので、まあ説論とか罰金とか云ふ位の程度でありまするが、自分の驢馬を三つ打つた、それが三ヶ月の懲役、さうすると何だか吾々人間よりも驢馬の方が貴重である様ですが、さうではない、人間ならば反抗もします、憤慨もします、けれども驢馬には其

の能力がない、訴ふることを得ざるもの打つた、これが卑怯だといふ観念であります。又次に婦人に對しての犯罪でありまするが……驕馬の次に婦人を持出して甚だ失禮でありまするが、言葉の序ですから……婦人に對する犯罪に付ても面白いのです、男を打つたよりも女を打つた方が罪が重い、これはどういふ譯かと申しますると、唯婦人は尊重すべきものだと、婦人は男よりも上だといふ漠然たる考へ方ではないので、矢張り弱き、抵抗力薄き者を打つ、これが卑怯だ、斯ういふ思想から出て來てゐるのであります。つまり公明正大、卑怯を憎む、此の精神を稱して彼等がスポーツマンシップと申して居ります。スポーツマンシップといふ言葉は御承知の様に、遊戯競技といふ字から出たのでありますけれども、スポーツマンシップは決して近頃新聞等で流行しますレコードを取つたとか、競技に勝つたといふことを意味するのではない、それは決してスポーツマンシップではない、スポーツマンシップといふのは朝々手たる男子の道といふことで……男子の道と云ふと婦人がお怒りになるが……人間道——日本の武士道なんです。ですから、彼等のスポーツマンシップといふことは私共にはよく解ります。武士道の頭で翻譯すれば直ぐ解る。法廷に於けるスポーツマンシップは、今申上げました様な例です。

七、裁判尊重から判事尊重へ

それから今申しました通りに、裁判を甚しく尊重しまする結果、判事を矢張り極めて尊重を致します。私から申しますと、甚だ妙に聞えるかも知れませぬけれども、實際はさうなのです。これに就て一例を申しませう、英國の北の方にニーカツスル、オン、タインといふ大きな町があります、商業で大變繁昌してゐる町で、殊に日本には大分縁故が深い、と申しまするのは、此の近くに大きな造船所がありまして、日本の軍艦で其の近くで出來た物が少くないのであります、此處に面白い名所が一つある、其の名所は駆逐記念碑といふのです、態々私は其處へ行つて見ました、大きな古い家がありまして、其の家の正面の一階の窓に、大きな記念標を貼附けて、「一七七二年に此處の令嬢、サーティース嬢が駆逐をする爲めに飛降りたのは此の窓だ」と斯ふいふ記念標が掲げられてゐます。如何にもをかしい、駆逐を獎勵する様にも見えますが、これは決して駆逐を獎勵する爲めではない、此のサーティース嬢の駆逐をした相手がよかつた、後に大法官即ち判事の一審首席でありまする大法官になり、貴族に列せられましたエルドン卿と言はれた人が其の御亭主で、駆逐までした仲で、後に立派に添ひ

遂げて、五十九年一緒に夫婦で居つた世にも芽出度い夫婦であります、此の御亭主が判事になつた、これがニューカツスルの町の大變な名譽で、何を記念にしたら一番いいか、駆落記念碑はどうだ、それがよからうといふので、決して駆落獎勵の爲めではない、判事たるエルドン卿頌徳の爲めに此の記念碑を今尙傳へて居る譯であります。滑稽な話でありますが、彼等の裁判尊重の一班を窺ふに足ると思ふのであります。裁判尊重から判事を尊重する。

八、辯護士の氣品尊重

同時に裁判に關係致しまする辯護士が氣品を重んずる事が大したものであります。辯護士が本當の紳士であるといふことになつて居ります。そこで又例を一つ申しますが、或る有名な辯護士が或る所で辯護士たる事務を執つて貰つちや困るといふ排斥をされた、其の排斥の理由が三箇條ある、此の三箇條が又振つてゐる、第一は此の辯護士は國王陛下の御健康を祝する爲めに乾盃をするに當つて、つまらない酒を用ひた、これが一箇條、これは説明を要しますが、英國では少し大宴會になりますると、假令それが公式の宴會でなくとも、國王陛下の爲めに乾盃をするのです。誠に結構な風習です

が、此の乾盃は酒らしい酒、妙な言葉でありまするが、結局相當の酒でなくちやいかんのです、所が此の辯護士がどう間違つたのか、酒らしくない酒で乾盃したことがあると見えまして、それが排斥の第一箇條になりました、第二箇條は、此の辯護士は曾て狐を鐵砲で撃つたことがあります、これが排斥の理由を要します、御承知の通り、スポーツの國で、遊獵が大變に盛んであります、所が遊獵にも矢張り紳士の道がありまして、一定の法則があります、例へば寝てゐる鹿や猪を射つちやいけない、起きてるのを狙つて撃たなくちやいけない、又狐の如きは鐵砲で撃つちやいけない、追駆けて犬に喰はすのです、紳士の手を下すべきものではないといふことになつて居る、所が矢張り此の辯護士が狐を一匹ズドンとやつたと見えて、それが排斥の第二箇條、第三箇條は事情が少し違ひまするが、英國に於ては以前亡くなつた女房の妹や姉を娶ることが禁じられて居りました、不道德だといふことになつてゐた、同時に亡くなつた亭主の兄弟と結婚することもいけないことになつて居りました、けれども後に法律でそれが許可されまして、今日に於ては我が日本と同様亡くなつた女房の姉妹、亡くなつた亭主の兄弟と結婚することは許されて居ります、此の辯護士も法律で許されたる後に、即ち事實上適法の時期ではあるが、兎に角昔の慣習に背いて、亡くなつた妻君の妹と結婚した、これは面白くないと云

ふのが第三條であります、右申しました第一乃至第三の箇條に依りまして、辯護士たる職務を排斥された、妙な事でありますするが、又以て辯護士の氣風を推すに足らうと思ふのであります。

九、裁判は愛國の精神の基礎

これを要するに彼等英國人は裁判を尊重し、正義を尊重します。それを以て彼等の愛國の精神の基礎ともして居り、又彼等の偉大なる國民性の要素とも致して居ります。若し愛國心の問題になりまするならば、これは我が日本は世界に冠たるものであります、若し國家緩急の時が迫りますれば、吾々は此の身命を鴻毛の軽きに比しまして、鐵火の巷に飛込むことを、決して辭せない者であります。これは日本の臣民の特色であります。併し、それは非常時の問題であります。非常時でない常住坐臥の間に於ても、思ひを國家に置きまして、常に國思に報ゆることを考へる、これが正義を離れては出来ない事であらうと思ふのであります。冀くば皆様も我々も共に一緒になりまして、此の吾等の愛しまする日本の國の爲めに、正義尊重の念を高きが上にも彌高くしたい、これが私の希望であります、御願ひであります。此の希望と御願ひとを以て、此の拙き講演を私は終ります。

改正民事訴訟法實施に就て

大審院判事 池田寅二郎
法學博士

私は只今御紹介に預りました池田であります、只今大審院に居りますのであります。今晚は大審院に居ります資格によつてお話を申上げるのではないであります。實は改正民事訴訟法の立案に多少關係を致して居りましたし、又大審院の方に代りますまでは司法省に居りまして、此の改正民事訴訟法の實施の準備に當つて居りました關係があります、旁々改正法の精神のある所を一般の方々にもお傳へ申上げ、さうして此の施行の成績を擧げることに多少の努力を致しますと云ふことは、それ等の因縁から致しまして、私の義務と心得て居るのでありますから、其の方面からお話を申上げて見たいと思ひます。

恰度本日を以て此の法律を施行せられることに相成つたのであります。此の十月一日と云ふ日は、昨年も此の日におきまして、陪審法が施行政されまして、又其の日には畏くも 天皇陛下におかせら

れましては、司法裁判所に御臨幸のお恩召をもちまして、東京の裁判所に御臨幸に相成つたのであります。旁々此の十月一日と云ふ日は司法部に取りましては洵に喜ばしい日であります。今夕は司法部の關係の者が集りまして、此の日を記念する爲めに祝盃を擧げて居りますやうな次第でございます。そこで今日は又恰度其の日に民事訴訟法が施行せられることに相成つたのでござります、それで私も進んでお話にかけましたやうな次第でございます、暫く御清聴を煩はしたいと思ひます。

一、改正法立案の沿革

改正法の立案と申しますか、法律改正の事業に取りかゝりましたのは明治二十八年のことでありますして、頗る沿革が古いのであります。そこで私は明治二十八年から一體何をやつて居つたか、どう云ふ経路を経て今日の改正と云ふことに進んで参つたか、と云ふことを一言申上げ、又其の以前の此の訴訟の關係と云ふものはどう云ふ風になつて居つたか、訴訟はどう云ふ風に運ばれて居つたか、裁判制度はどう云ふ風になつて居つたかと云ふことを前に多少遡りまして、お話を致して見たいと思ひます。即ち此の法律改正の沿革につきまして、一通りお耳に入れて置く方が、其の改正法と云ふものゝ

出来立ち、並に其の趣旨を御理解して戴く上に於て都合がいゝことでなからうかと思ひますから、其のことを申して見たいと思ひます。今から云へばもう舊法に相成つたのであります、今までの民事訴訟法は二十三年に出來たのであります、即ち二十三年に出來たものが、二十八年には既に改正の事業に着手したと云ふやうな現象を見たことはこれは事實であります、そこで二十三年に出來ました時の司法關係の法規の有様を見ますと云ふと、恰度憲法は御承知のやうに二十二年に發布に相成りまして、二十三年より施行せられて居るのであります、これは必ずしも司法のみではありませんけれども、申すまでもなく三權分立の基礎を定めまして、即ち司法の方面から觀察致しますならば、司法權の獨立と云ふものがこれによつて根本的に定められたのであります、即ちこれが司法の根本を爲す所の土臺であります。それが二十二年に出來まして二十三年に發布せられた。それから又裁判所構成法——これも矢張二十三年に出來て居ります、裁判所構成法と云ふものは、司法裁判所の組織權限を定めまして、司法權運用の陣形をこれでもつて定めたものであります、それが矢張二十三年に出來たものであります。それから民法——これは今日から申せば普通舊民法と稱するものであります、民法も矢張二十三年に出來て居ります。それから商法も矢張二十三年に出來てゐる。それから刑事訴訟

法、これは今日の刑事訴訟法から云ひますれば其の前の刑事訴訟法であります、詰り舊刑事訴訟法、これも一二十三年に出来て居るのであります。それから民事訴訟法——これが一十三年に出来まして、翌年の二十四年から實施せられたと云ふことに相成つて居ります。刑法の方面から見ますと稍々前に出来て居りまして、即ち明治十三年に刑法(治罪法即ち第一次の歐式刑事訴訟法も同時に出来て居る)が出来て居ります、これは十五年に行はれてゐる。で斯くの如くに司法の關係の重要な法典と云ふものは憲法發布を中心に致しまして、明治二十三年に悉く揃つたのであります、僅か一、二年の間に續々大法典が皆揃つて出来上つたと云ふことになつて居ります、そこで此の現象は一寸注目に値するものであります。一つの法典と雖もなかなか容易のものではない、然るに斯くの如き皆浩翰なる法典が、極く短い期間に顔を揃へてこゝに出来上つたと云ふのは何が爲めであらうか、これは申すまでもなく開國進取の御維新の御方針から出たことはこれは勿論申すまでもないことであります、けれども、御承知の條約改正の爲めに、どうしても急速に法典の整備、殊に司法關係の法典の整備を致さんければ、所謂治外法權の撤廃と云ふことが難儀である、即ちこれが一つの條件となつたやうな事實關係になつたのであります。即ち治外法權撤廃、其の爲めに條約の改正、これをやるにはどうしても司法權と云

ふものゝ確立をせんければならぬ所の急迫の必要があつたのであります、これと開國進取の御方針と相俟ちまして、それで以て非常に急速な勢を以て此の年に全體の法典が整つたのであります。それで民事訴訟法も其の時の一つの產物として二十三年に出来たのであります、これも其の他の法典も司法に關する法典の中には同様なものが多くあつたのであります、即ち外國の制度を大體移し取つたと云ふことに相成つて居りますものが相當に多いのであります、これは急速に法典を整頓致します關係上已むを得ない事情もあると思ふのであります、即ち民事訴訟法の如きも其の一つであります、でありますからこれは大體當時の獨逸の民事訴訟法を殆んど其のまゝ採用せられたと云ふことに相成つて居るのであります、そこで右の通りの事情でありますから、一應法典の整備と云ふものは對外關係の必要から——國權回復の必要から急速にこれをやらねばならぬ、又一應やりましたのでありますが、眞に國情に適する所の法典と云ふものは、これからゆづくり調査して揃へると云ふことが、其の當時の方針であつたやうに思はれるのであります、即ち二十四年に實施して置きながら、二十八年に改正事業と云ふものが始まつたのであります。それで二十八年に既に改正の事業が始まつて、さうして着々調査を進められて來ましたのでありますが、未だ事業が完成せざるうちに、三十二年に法典調

査會と云ふものに此の事業が引継がれたのであります。此の法典調査會は二十六年に出來たのであります。當初の目的はこれは多分御承知のことと思ひますが、前に一寸掲げました即ち舊民法——二十三年に出來ました所の舊民法——並に舊商法——これ等のものに對して、實施前に朝野の間に非常に議論が起りまして、これは不完全の法典であるから此のまゝ實施してはいけない、これに相當の修正を加へて實施すべきものであると云ふ議論が勝を占めまして、而して其の舊民法、舊商法と云ふものを改正すると云ふことの爲めに出來た所の調査會であります、而してこれは十年の日子を費しまして、三十一年に至りまして其の事業が完成せられ現行の民法、三十二年に至つて現行の商法と云ふものが出來上つて實施された譯であります。そこで此の法典調査會は民法商法が終るや否や、今度は三十二年に至りまして民事訴訟法の改正事業と云ふものを引受けた關係に相成つてゐるのであります。それから其の次に二、三の調査機關が變りましたが、結局大正十四年に至りまして其の事業と云ふものが完結致しまして、十五年に其の公布を見ると云ふことに相成つた譯であります、で結果は左様に相成つて居るのであります。本来此の民事訴訟法と云ふものは急速に制定したものであります。直ちに其の改正の事業に着手せられて居つたものであります。

二、改正の二大動機

然らば民事訴訟法改正の意味はそれだけの意味で以て出來上つたものであるかと申しますれば、それは決してさうではないのであります、それと一面民事訴訟法を運用して參りました結果から申しますれば、無論相當の成績が挙がつたことは勿論であります。明治二十三年以前の状態を見ますと云ふとどうであつたか、それを見ますと其の前は民事訴訟法の手續、即ち権利義務、私權保護の手續につきましては、纏つた制度と云ふものは無論なかつたのであります、明治の初年に邇りますれば尙更であります。一體幕府時代を見ましても裁判は主に刑事の方面を主として發達して來だのであります。民事の方は忽せになつて居つたものであります、刑事に寧ろ附隨したやうに出來上つて居りまして、従つて當時の權利の保護、手續の公正と云ふやうなことは頗る幼稚なものであつたのであります。それが御維新になりまして、其の手續を完成すると云ふことは一寸容易ではなかつたのであります。取敢ず斷片的の太政官布告其の他を以て應急の措置を爲し、それが段々と整頓をして參りまして、それから佛蘭西法學が入りました結果、其の佛蘭西法學の影響を受けまして、それ等のものを參照して

裁判をして居つたと云ふのが實際の有様であつたのであります。それでこれは今日でも矢張り残つてゐる規則であります。明治八年に裁判事務心得と云ふものが出て居ります。それによりますと「民事の裁判に成文の法律なきものは姑く慣習に依り、慣習のないものは條理を推考して裁判すべし」と云ふ規則が出来て居ります。であるから大體慣習により、民法、商法の實體的關係は無論慣習により、惹いて裁判の手續も從來の慣例により、慣例のないものは條理に訴へて裁判をする、此の條理と云ふものゝ中に佛蘭西法學等が入りました結果、佛蘭西の學說或は佛蘭西の法規と云ふものが條理の名義の下に日本の裁判上に應用せられて參つたと云ふことは事實であります、でさう云ふやうに頗る不完全の状態であつたのであります。ついでに刑事方面のことを——一寸これは問題外でありますが、對照上申して見ますと、刑事の方はこれは今申上げましたやうに、舊幕時代におきましては、裁判と云へば刑事を主にして居つたのであります、所謂刑法と云ふものは餘程権要なものになつて居つて、それは不完全ながらも定例があつたのであります、でありますから、明治の初めに取敢ず適用せられたものは公事方御定めと云ふものが、これが所謂刑事法典であります。取敢ず其の法規に基いてやつて居りましたものが、それではいけないと云ふので、即ち第一に出来ましたのが明治三年の新律綱領、

續いて出来ましたが明治六年の改定律例、これ等は皆支那の法律によつて作つたものであります。それから今申上げた治罪法と云ふものが出來た、これは全く佛蘭西流の法律になつて居ります、即ち刑法及び刑事裁判の手續等に關する所の法律が先づ出來まして、それが刑法治罪法となつて明治十五年から行はれたのでござります。で刑事の方は成典主義になつて居りますが、民事の方は成典と云ふものが殆んどない、今申したやうに成文なきものは慣習、慣習なきものは條理によれと云ふのが其の當時の有様であつたのであります。それから裁判機關の方を見ましても、維新の當初は勿論司法權、立法權、行政權と云ふやうなものが獨立してゐる譯ではないのであります。機關も亦行政官と司法官裁判官と云ふものは必ずしも別になつてゐない、司法省が同時に裁判所であつたと云ふ時代もあつたのであります。それから中央は早く裁判所が出來ましたが、各地方に参りますと云ふと、裁判所のない所は所謂縣令——行政官が裁判したと云ふことになつて居つた譯であります。今日支那の状態を見ますとさう云ふやうな所がまだ相當にあるやうであります。さう云ふやうな状態であつたのであります。明治九年になりまして、初めて此の司法官と行政官と云ふものが互に兼ねてはいけないと云ふことが確立致しまして、それからだん／＼此の司法官を養成し、一面経費の許す限りは裁判所を拵

へると云ふことになつた、二十三年に現行の裁判所構成法を作りました際には大體裁判所と云ふものは出来て居つたのであります、其のときは佛蘭西流の裁判制度になつて居つたのであります。刑事がさうでありますから、従つて又民事が佛蘭西流の裁判と云ふやうになつて來たのであります。さう云ふやうに二十三年に近づいて來れば發達して參りましたが、前に遡れば頗る不完全な状態で、民事については今申上げたやうな法律としては至つて不備のものであります。裁判事務心得、或は又裁判所職制、之は官制のやうなものでありますと同時に民事訴訟のことも幾分か定めて居たのであります。其の他には上訴手續、これはまあ今の控訴上告のやうなものでありますと右様の規則で以て型を極めてゐるやうな有様で、極く斷片的なものが多少ありましたきりで、纏つたものは一つもなかつたのであります。それが兎も角も二十三年に獨逸の法律を其のまゝ輸入したとは云へ、立派な法典と云ふものが出来まして、さうして裁判所構成法によりまして、裁判所と云ふものゝ基礎がしつかり定まることになつた、而して其の民事裁判と云ふものがそれから異狀の發達を遂げて來たのであります。日本の民事裁判と云ふものが、今日の所謂新しい學說、新しい學理に基きました歐米諸國と軌を一にする所の新式の訴訟と云ふものを確然と採りましたのは、即ち明治二十三年の此の法律でありますか

ら、それが頗る功績を擧げたと云ふことは勿論であります。所が二十四年に施行せられまして今日に至りますまで纏て四十年に亘んとする所の経過をとつて居りますが、此の間におきまして、今申上げましたやうな功績が多々あるのでありますと、又其の間に久しくやつて居ります間には種々の弊害が生じて參りまして、此の弊害はこれはどうしても除去せねばならぬと云ふことになりました、其の弊害の最も著しいものとして朝野の間に歎かれて居りましたものは訴訟の延滞であります。民事訴訟に於て一番困るのは訴訟が永引くことで、これが舊法の下に於て久しい間に發生致しました所の弊害中最も大きなものであります。どうも裁判を受くるのもいゝけれども非常に永引いて困る、永くなると云ふことは又経費が嵩むと云ふことが當然加はつて来る、で私権の保護と云ふけれども、私権の關係と云ふものは經濟の利益と云ふものゝ争ひに歸することはこれは非常に多い、殊に財産關係の裁判の如きは全部さう云ふものであるのに、永い日子を費し多大の経費を要すると云ふのでは、黑白の裁判を致して貰ふと云ふことは洵にいゝけれども、其の實際の效果から云つて財産の争ひに全部勝つても、それ以上の経費が要ると云ふことになり、或は以上でなくとも大部分が其の入費に倒れると云ふことになりますと、これは實用上から考へまして洵に遺憾の次第である、これが此の民事訴訟法を

實行致しました一番の弊害であつたのであります。尤も此の弊害と云ふものは必ずしも日本の民事訴訟法のみの獨特の弊害ではない、同じ系統を以て居る所の獨逸系統の法律は勿論、英米の如き稍々又體裁の變りました法律におきましても矢張り此の訴訟の延滞と云ふことには相當苦勞を致して居るのです。併しながらよそでも暇がかかるのであるから構はぬと云ふことはどうしても云へない、さう云ふ事例が外にもある無しに拘らず、民事訴訟法が斯くの如き狀態にあつてはどうしてもこれを改正致しませんければ裁判制度の目的を達することが出来ない、目的を實用的に達することが出来ない、實用を失つた所の制度はこれは洵に困つたものだと云ふことに相成り、だん／＼世間が進みまして複雑になり、且又事件は多くなり、社會の利害關係がだん／＼緊張して参りますに従つて訴訟延滞の苦痛と云ふものが多くなつて來た譯であります。でありますから此の訴訟延滞と云ふものを是非除かねばならぬと云ふ必要が前にも申上げた法制の改正と云ふ此の思想と相俟ちまして、さうして出來上つたのが此の改正の實際の事情であります、此の二つの動機から此の改正法と云ふものが出来たのであります。

三、舊法の缺陷（合意延期と訴訟準備の缺乏）

然らば今の民事訴訟法は早くやらうと思つてもどうしてもやれないやうに出来てゐるのか、早くすることを邪魔するやうに出来てゐるのかと云ふとさうではない。これは御研究になつてゐる方は御承知でございませうが、現行の——現行ではありません、もう既に舊法は訴訟當事者の訴訟に對する態度、これに對しまして廣い意味の自由を認めてゐる、即ち當事者主義と申しますか、或は處分權主義と申しますか、兎に角訴訟と云ふものは私權の持主が當事者であり、私權の持主である所の當事者が私權について争ふのであるから、其の争ひの解決方法、手順と云ふ如きも其の當事者に大體委せて置けばよいのである、即ち利害相反する當事者であるから一方の利とする所は他の一方の不利と云ふことに大體なる、さう云ふことになりますれば相率ひて訴訟がだらしがなくなると云ふことはない、これは先づ第一の前提として考へ得べきことであります、でありますから、當事者の自由に委せて置いても實際は弊害はない、而して一方に於て當事者が自分の私權を保護して貰ふと云ふことの争ひであるから、大體は當事者に委せて置くと云ふのが理窟であるから、もう廣過ぎる程當事者の自由を認め

て居ります、即ち急がうと思へば何處までも急ぐことが出来ると云ふことになつて居ります、けれども如何せん結果を見ると自由に委せると云ふことが、却つて勝手になると云ふことがこゝに起つて來たのであります、まあ理窟は別と致しまして訴訟の進行と云ふものが頗る鈍い、鈍い原因の最も主なるものは何かと申しますと、舊法では訴訟の日程と云ふものを一旦極めまして、何日何時に裁判所に出てお互ひに主張をする、さうして調べて貰ふと云ふことの日程を一應極めましても、當事者雙方が合意致しますならば何遍でも延べて宜しいと云ふことが、これが舊法の規定であつた。即ち裁判所は當事者合意を以て來ればこれを許さざるを得ない、又許さなければならぬと云ふことになつてゐるのであります、それが今申したやうに、さうして置いても原告の方が急ぐであらうからそんなに相率ひてドン／＼延すやうなことは蓋しあるまいと云ふ一つの豫定の下に出來たと思ひますけれども、實際やつて見ると頗る此の合意延期と云ふものが多い、一事件の日程が幾度となく、或は十幾度となく其の合意變更と云ふものによつて日程が變つて行くことは珍らしくないのであります。さう云ふやうに日程を一回延すと云ふことになると、こちらの裁判所とか或は大阪とか其の他事件の多い所の裁判所では却々急がしいものでありますから、今日一遍延しますと次が一ヶ月位或はそれ以上永い期間を置い

てないと調べが廻つて來ないと云ふやうな具合になつて居ります。さう云ふ事情の下に於て、今申しましたやうに何回でも延すと云ふことが起つて参りますと、事件の調べが遅れるのはこれは勿論のことであります。それからもう一つこれは稍々根本的原因であります。それは何かと云ふと、準備が足らないと云ふことであります。準備が足らないと云ふけれども、現行の訴訟法では準備が出来ないやうになつてゐるかと云ふとさうではない、それは勿論互に準備をして、豫め書面の交換をし、互に相手方の主張を豫め承知して置いて辯論の日程の日に入ると云ふことに出來上つてゐるのでありますけれども、其の準備をすると云ふことについては全く當事者に一任してあります。準備をしないでいきなり出て來ても別段法律上不利益を被ると云ふのではないのであります。即ち準備することを希望するやうな規則になつて居ります、そこは當事者の自由に委せて居ります、當事者に於て自分の訴訟を迅速にするのが利益であるのでありますから十分に準備することが必要であるが、實際の結果は準備をして訴訟に臨むことは甚だ稀であつたのであります。これを通俗的に申せば訴をするに付きまして訴状と云ふものを出す、即ちこう云ふ理由で訴をする、例へば相手方が金を借りてこれを拂はない、故にこれを拂ふやうにして貰ひたいと云ふ訴をすることになる、そこで書面を認めて裁判所

に出す、それを相手方に廻しまして、相手方がそれに對してどう云ふ主張をするか、其の金は借りたことがある、或は借りたことがない、或は借りたけれどもそれは済んだと云ふやうなことを更に主張するのであるが、法律の上からは前述の通り相手方の主張はどうであるかと云ふことを一應書面で確めて辯論に臨むと云ふことに手續の上ではなつて居りますけれども、實際に多くは訴状一本でもつて公判を開くと云ふのが實際の有様であります。さうして訴状一本で公判を開いて相手を呼び出して裁判所で種々調べをすると云ふことになります。先づ順序として原告側の方からこれ／＼こう云ふやうな譯で訴をするのだ、書面の意味はこうだと云ふ説明を致しますのですが、極く簡単な場合は別と致しまして、多くの場合に於ては相當事柄がに入つてゐる、さうしてだん／＼聞いて行くうちにはそこに疑問を生ずる、其の疑問はどうだ一寸本人に聞いて見なければよく判らない、さうすると相手の方の答辯を聞くまでもなく、先づ原告の主張と云ふものがまだはつきりせない以上はどうも訴訟を進行することは出來ないから、然らば今日はこれまで進めやうにも進めやうがない、それで例へば東京なら一月位を置いて日程を改めて其の日までに調査をして取調べて貰ふと云ふことになるのであります。それが必ずしも其の次で事が判明する譯でもない、場合によつては更にそこに問題が起つて

其の問題が又判明しないと云ふことになり、再調べの爲めに延期するやうなこともあるのであります。又相手の被告側の方におきましても原告側の主張に對してどう云ふ主張をするかと云ふことを聞いて見ると、其の場合にどうも原告の主張した事實の大部分については答辯が出来るけれども、此の部分については本人に聞いて見なければ一寸答辯が出来ないと云ふやうなことが起つて來ますと、これ亦其の日に審理を進めることができない。又或は被告側から新しいことを何か云ひ出して借りたには違ひないけれどもそれは返したと云ふことを云ひ出した、返したと云へば簡単でありますけれども、他に賣掛代金があつてそれと差引をすると云ふやうことを言ひ出しますと、原告の方でも本人がそこに居れば格別であります、多くは代理人によつて訴訟をするのでありますから、さう云ふことに際會するる、それは一つ本人に聞いて見なければ判らない、こう云ふことになると、其の日はそれでお仕舞ひと云ふことになる。當事者の主張として其の金は借りたが返した、或は返したと云ふけれども自分は受取らないと云ふ、それ等の争が何れにあるかと云ふことを確める爲めに數回の日程を重ねなければならぬと云ふことが起つて參るのであります。さうするとそれまでは證據を調べることも出來ない、即ち證據は争點に對して出すものでありますから、争點が定まらない間は證據としてどう云ふも

のを出して證明していゝかわからぬと云ふことになる、さう云ふことになりますと無駄に訴訟の日程と云ふものが潰されることが多いことになりまして、而してだん／＼やつて行くうちに又新なる主張を突調子もない時分に出して來ると云ふことが起つて來る、初め十分に準備をして居ればいゝのですが、だん／＼やつて行くうちに證人が斯う云ふことを云つた、どうも不思議であるから本人に聞いて見たら確にさう云ふことがある、それならそれを云はなければいかぬと云ふので、例へば更に新しい主張を被告の方から出して來ると、さうするところまで大體の争ひの範囲も回を重ねて定つて、其の範囲で以て調べをしてゐる場合に横合ひから又違つた主張と云ふものが被告側から出て來る、それを更に調べなければならぬと云ふことが起りまして、それを調べる位なら前に調べたことはあれはどうも知らないやうである、それはいらなかつたのであるけれども、初めから其のことは判らないから仕方がないと云ふので、結局數回調べたことは駄目である、今度の主張によつて更に調べをせねばならぬ、こう云ふことも起つて參るのであります。で、さう云ふやうな事情になりましてから、詰り公判廷で事柄が一時にはつきりすると云ふことがどうしても出來ない、従つて一旦日程によつて開きましても事件について調べを進めるとな云ふことは僅かの調べしか出來ない、一寸聽いただけですぐ次回、一

寸證人を申請しただけで次回と云ふことになり、訴訟に多少御關係のある方は御承知でありますうが一人調べると又後から申請があつて調べると云ふことになりますと、數回に亘つて證人を調べる、さう云ふ風にして當事者の主張を極めるまでは相當回数がかゝりますと、愈々調べがすつかり終つて判断をつける時には係の判事は變つてゐると云ふことが起つて來る。さうしますと、例へば證人の如きも、自分で自ら證人に聽きまして、其の證人の云ふ所が果して正しいかどうかと云ふことを頭に映じてそれで以て判断をつけるのと、前任者が調べたものが記録に載つてゐる、これも筆記でありますから概略しかどうしても書けない、概略の記録と云ふものはあるがそれによつて推断するのとどちらが一體適確な推断がなし得られるであらうか、これは申上げるまでもないことでありませう。斯くの如くに永い間かゝつて、而もさう云ふ風になりますと訴訟材料が立派な訴訟材料でなくなる、即ち自分で調べた材料ぢやなく、前任者の調べた材料で判断をつけねばならぬと云ふことが起つて來る、さうすると適正な判断をすることに付て餘程そこに不利益の條件と云ふものが起つて來る、これは全く訴訟の準備と云ふものが足らないからさう云ふやうに相成るのであります、故に今のやうな状態に陥る次第であります。此の合意延期とそれから準備の缺乏と云ふことが、これが訴訟を永引かせる所の有

力な原因でありまして、どうしてもこれを直さねばならぬと云ふ、これが改正法で餘程力を入れた所でございます。

四、改正法の眼目

此の合意延期と云ふことは法律の規定と云ふものは極めて簡単であります、従前なら当事者が合意すればどうしても許さなければならぬと云ふことをそれだけを削つたのでありますから、合意にて延期の申請があつても、裁判所はそれに拘束せられることなく、事情を十分に斟酌しまして、これを延さざる方が可なりと認めるときは断然申立を退けまして訴訟を續行することになる、でこれまでの事例によりますれば、これは相當勵行するの必要があること、思ひます、で法律の改正と致しましては頗る簡単でございますが、もう一つの準備手續のことにつきましては相當周密の規定を設けたのであります。其の大體を申しますと、先づ訴状が出て参りますと、部員のうち一人を指名致しまして、其の引受けました所の判事が、公判廷ではなく詰り傍聴人の居ない所の部屋で以て、其の訴状に基きまして当事者の主張せんとする所を聽く、即ち形式的ではありませんで、極く懇談的に当事者と殆

んど膝を交へるやうな態度におきまして、其の訴状に基いて意味の判明せざる所を突止めて、さうして相手方に對して其の主張に對してどう云ふ主張をするか、即ち原告の云ふ所を認めるや否やと云ふことを確めて、而して後其の主張に對してどう云ふ證據を出すかと云ふことまで確める、さうすると前に挙げました金錢の貸借のことであるならば、即ち金を貸したか或はどうかと云ふ争ひになると、それに對してどう云ふ證據がある、例へばこう云ふ證文、其の證文を以て證據に出す、公判のときに此の證據を以て立證するが、相手方は其の書類に覺えがあるかと云ふことを尋ねまして、それに對して覺えがあると云ふことであれば其の證文と云ふものは其のまゝ公判に出していく、又さう云ふ證文は知らないと云ふことでありますれば其の證文を更に立證する所の他の方法を講ずる、例へば又證人を以て立證する、さう云ふやうに其の争點に對して全部具體的に示しまして、我々の主張はこうだ、相手の主張はこうである、我々の證據はこれである、相手の證據はこれであると云ふやうに、證人は誰れ、證文は何と何と何と云ふことを一切其の品目を定めまして、而してそれだけのものを以て今度公判が開かれたならば主張をし、立證をすると云ふことになる。而して其の以外のことは原則として公判で新たな主張をすると云ふことを許さない、新に證據を出すと云ふことを許さない、其の代りに準

備時代に遺憾なく完全に其の主張と云ふものを突止め、又完全に出し得る限りの證據と云ふものをお互に取調べて、さうして必要なものは全部持出して、それが終るのを待つて公判を開くと云ふのが今度の準備手續であります。即ち公判で準備と取調べと相錯綜して居りましたものを、準備のときは部内の一名の判事が受命判事として其の衝に當り、各々受持ちの事件と云ふものをもちまして、さうして極く手輕に形式を抜きまして、当事者の主張と云ふものを一々確かめ、さうしてそれを調書に書き取る、或は書面に認めまして事柄をすつかり碎いた所で證據をすつかり取揃へ、公判にかゝると云ふのが今度の準備手續のやり方であります。さう云ふ風になりますから一旦公判を開きました時には原告は自分の主張を致しませう、被告も亦其の主張を致しませうが、それは準備手續に於て悉く練つてありますから少しも相手方に聞き質さねばならぬやうな、又裁判所側で種々疑問になるやうなことは一つもなく、明瞭に直ぐに開陳することが出来るのであります。さうして公判期日の調べと云ふものは大部分の時間を證據調べに使ふことが出来るやうになり、当事者の事實の陳述は直ぐ済んで仕舞ひ、お互ひの主張の趣旨について訊さねばならぬと云ふことは準備時代に於て盡して居りますから、全部明瞭になつて、其の練り上げた結果を陳述するのでありますから簡単に済むことに相成るのであります。

す。而して当事者の主張に基いて今度は證據調べをすると云ふことに相成るのであります。證據書類の如きは其の日に当事者雙方が持つて參り、證人の如きも豫め其の日に呼んで置く、さうして證據はどれ、證人は誰れと云ふやうに出揃ふことになりますから、公判で以て最も時間を潰すのは證人調べだらうと思ひます。で其の日のうちに調べられるだけのことは調べて仕舞ふ、さうなると大體一日で調べが終ることであらうと思ひます、又證人の數などが多くなつて、其の日に調べが出来ぬやうになければ、豫め證人を一日に分れて喚出し置き、引續き次の開廷日に残りの證人を調べる、それで全部調べが終りますから、其の調べによつて判断を下すと云ふことに相成るのであります、これが今度の準備公判のやり方であります。こうなると證人を調べた判事が自ら判断を下すと云ふことになるのでありますから、即ち訴訟の全體の關係が短い時間に裁判官の前に展開されることになるのであります、左様に全部の材料を一目の下に見て判断をつけると云ふことが今度のやり方であります、これは從來の方法とは殆んど雲泥の違ひを見ることであらうと思ひます。訴訟の進行の上から申しましてもさう云ふやうに準備の手順と公判の手順をつけて、準備の方は極く非公式に、裁判官が人々別の事件を受持つて、非公式に懇談的に事件を碎いて、さうして其の時期に證據を取揃へると云ふことにして、

それが済んだ所で公判を開いて、公判で短い日時の間に全部取調べが終ると云ふことにして、さうして法廷で始めから終りまで一氣に調べまして、それで全體の關係を洞察して判断するのが今度の準備手續のやり方であります、只今までとは非常にやり方が違ふことになるのであります。訴訟を早め裁判の適正を期する上に於て、蓋し餘程裨益する所があらうと思ふのであります。唯こゝで皆さんにお願ひ致しますのは準備時代に自分の云はんと欲する主張點、自分の出さんとする所の證據を全部出して置かねばならぬのであります、で訴訟になりますれば種々のことが問題になるのであります。それは日常生活の間に心に置き準備して置くと云ふことは滅多にないことではありますから、訴訟になつて初めて調ぶることに相成るだらうと思ひます。世事は複雑なるものでありますから、訴訟に於て主張せねばならぬ主張、出さねばならぬ所の證據はこれは何れ専門家と相談の上定められることであらうと思ひますが、其の際には今日までのやうに、訴訟の全般の關係と云ふものを自分の依頼する所の、例へば辯護士にこれを完全に云はないで、或部分だけ云つて置くと云ふやうなことがあると、これは非常に支障を來すやうに相成るのであります。でありますから今日まではよくあるやうに聞いて居りますが、即ち一通りのことを聞いて公判廷に出で見ると、相手の方から新しい事實を持出して来る

ので、そんなことがあつたかと聞くと、いやさう云ふことがあつた、それなら早く云つて置いて貰へば非常にやり方も違つたと云ふことを聞くのであります。さう云ふことがあつては今度はいけないから、十分に全般の關係を専門家に相談すると云ふことが必要である、どう云ふことを考慮すべきである、どう云ふことを調べて置かねばならぬと云ふことは相談の上で何れ極まるでありますから、さうやつて相協力しまして、全部の事柄が代理人の頭に入つてゐるやうにして出すべき所の證據と云ふものは全部取捕へて、證人として申請するのはこれ／＼これ、それから證據書類としては斯う云ふものだと云ふことを初め周密なる調べをして、さうして後に於て證據の出し遅れと云ふことがないやつにやらねばならぬと思ひます。何れ訴訟代理人が訴訟に當ると云ふことは普通であります、代理人自ら経験したのではなく、實際経験した人は依頼した本人其の人であるから、其の人から聽かねば判らぬことでありますから、其の聽いた場合に十分に遺憾なく、遗漏なく事實を開陳して相談することが第一の必要であります。これが即ち國民自ら其の氣になつて、今後は訴訟に準備と云ふものが必要である、準備をなさねばならぬ、準備の本體は本人であつて、其の本人が準備をする氣にならなくては其の手續は出來ないと云ふことを篤と考へて貰はなければなりません。それからもう一つは證據で

ありますが、證據の中最も大切なことで最も取調べの難儀のものは所謂證人の調べである。此の證人のことはこれは私が今申上げるまでもなく、裁判の運用の上におきまして最も重要な材料を供するものである、正邪曲直の判断、正義の表象であります所の此の司法の裁判を適確に行ふことは適確なる材料がなければならぬ、適確なる材料の中で、既に筆で書いたものはこれはもう固定したもので眞偽の判別は形に現はれてゐるものであるからやり易い、併しながら證人の證言と云ふものは證人の頭の通りのものが果して出て來てゐるかどうかと云ふことは外見からこれを洞察することは余程難儀であります、即ち其の材料の正否の検別をすると云ふことは證人の證言に對しては餘程困難であるから、どうしても自ら調べた人がそれを判断すると、調べた書面を見ると云ふことは大變な差があることを申上げた位であります。併しながら證人と云ふものは、司法裁判上最も重要な關係を占めてゐるものであります。司法裁判の適正なる働きをなさしめる上について有力なる貢献をするものであります。此の意味におきまして陪審の如きも元證人より起つたと云ふ説もあります位で、證人と云ふものは廣い意味におきまして、矢張り司法裁判に參畫するものと見てよいのであります。でありますから、證人の義務と云ふものは此の裁判の神聖を重んずる以上、裁判の神聖、國家の

秩序の維持の上に於て餘程有力な最も大切なる地位を占めてゐるものと云はなければならぬ、其の意味に於て、裁判所におきましても證人に對する考へ、證人の待遇と云ふものはこれは餘程考慮を致し、これに對して相當に敬意を表することは當然のことであるのでありますが、併しながら今日までの通弊と致しましては、刑事の方は暫く措きまして、民事の公判廷に於ける證人の證言に間違が非常に多い、これは或は實際證人の記憶が違つてゐたと云ふこともあります、殊に我々東洋人の一の缺點と致しまして、これはだん／＼なほつて來てゐるかも知りませんが、數字に關する事、或は數量に關すること、時間に關すること、こう云ふことの知識と云ふものが極めて難駁であるやうに思ひます。何日何時、幾人幾圓と云ふやうなことについて、其の當時の適確なる記憶と云ふものが無いと云ふことが頗る多い、これは餘程其の點はあるやうに思ひます。其の結果としては、證言に曖昧なもののが出来て、場合によつては間違が生ずることがあります。裁判の適正を期するが爲めに非常に不利益の状態を示してゐる、これはどうしても我々は立派な國民と致しまして、此の司法を擁護する所の職責にある法治國の國民と致しまして、こう云ふことは餘程考慮すべきであらうと思ふのであります。

五、國民に對する希望

これで大概お判りのことゝ思ひますけれども、更に付加へまして、證人の裁判所に出頭すると云ふこと、これが又迷惑と云へば頗る迷惑なことゝ思つて居るのであります、で場合によりましては、事件の取調べの都合上非常にお氣の毒をすることもあるのであります、場合によりましては又其の間に十分なる意思の疏通が出来ないで、餘程證人の感情を害すると云ふことがあります、非常にお氣の毒に思ふこともあります。併しながら多數の事件を取扱ひまして、それが一日の日程に入つてゐるところのが今日の實状であるのでありますから、其の爲めに種々思はざる迷惑を證人にお掛けすると云ふことがあると思ひますが、それ等は無論取除かれることゝ思ふのであります。けれども亦證人の側に向つて注文致したいのは、調べの日時には必ず相當前に知らせが行く筈であります。けれども亦證人の側差繰つて出て貰ふと云ふことが何より必要でございます。それは今度の準備手續は公判を一日若くは二日で、極く短期日で終了しやうと云ふ企ては必ずしも短くと云ふのみではない、さう云ふことが裁判の適正を期する上に於ても最も有效なことである、即ち裁判の改善の上から必要であると云ふこと

になつて居りますから、そこで日程を定めて、豫め證人を呼出して置いて、其の日には公判の辯論も済み、證據の調べも済んで判断を下すやうに手順を極める、今までのやうに散漫ではいけない、今度の公判に於ての調べは其の大部分が證人調べであると云ふことを前に言つた次第でございますが、證人の調べの爲めに公判の大部分を宛てゝると云ふことになつてゐるのでありますから、其の證人が其の日に出頭がないと云ふことになると公判の手順がすつかり狂つて仕舞ふのであります。折角準備を経て全員が緊張してこれを一日で済ますと云ふ考への下に出揃つて居りますけれども、肝腎の證人が出て來ないと云ふことの爲めに其の計畫が全部齟齬すると云ふことになり、即ちこうなると民事訴訟法の改正、訴訟の革新、裁判の適正を期し司法の改善を圖ると云ふ大事業がそこから崩れると云ふことが起つて参るのであります。其の證人の義務に對しては、國家は非常にこれを重要視するのであります、其の爲め其の義務に違反した場合の制裁の如きは從來の規定よりも相當加へられて居りますけれども、これ等は抑々末でありまして、制裁を重くすることは從である、さうなつたのは證人義務を重く見る所の精神を現はしたものであります、即ち左様な大事なものであると云ふことを證人に知らしむることが最も其の主なる趣旨であるのであります。必ずしも制裁を科すると云ふのが趣旨で

ない。さう云ふ風になつて居りますから、是非とも此の證據調の期日なり、公判の期日には證人は迷惑でもあらうが必ず出て貰つて、さうして自分の頭にある所のものを率直に述べて貰ふ、これが即ち司法裁判の適正を期し、從て権利義務を正當に擁護する所以であつて、これによつて社會が融和し、平和に進んで行き、國際的に進むことが出来るのであります。其の手續が完全に行はれるや否やと云ふことは、かゝつて此の證人義務を完全に行ふか否やと云ふことにあるのであります。其の點は裁判所に於ても今後注意を致します、けれども證人として國民の司法に關する義務としてこれを尊重せらるゝと云ふことが最も肝腎であると云ふことを繰返して申上げる次第であります。改正民訴の最も力を入れました點は、今の合意延期をなさしめないこと、訴訟の準備手續を周密にして公判の調べを成るべく簡単に、而も周到に、而して又迅速に終了致しまして、適確なる裁判を行ふと云ふことにあるのであります、これが從來の訴訟とやり口に於て雲泥の差を生ずるのであります。裁判に多少知識のある方は御承知でもあります、東京邊りの裁判所では一日の日程が三十件、若くはそれ以上になりますが、三十件の日程は無論其の日に出來ないので、合意延期其の他によつて二十件或は十七八件と云ふのが實際審理せられる、十七八件では各事件を始めから終りまでやり切れるものではあります。

ん、けれども準備なくして公判を開く結果、各事件につき少しばかりづゝ調べて次に移るやうにするから斯様に多數を審理するのであります、それを今度は準備を完了した上に公判となるから、一日に二件か三件を日程に上せ、其の事件が終つてから次にかかると云ふやうなやり口で、即ち事件の公判を始めたならば其の日の中にお仕舞ひまで済ますと云ふ意氣込みで一切の準備を終へ、各關係者は悉く集まつて證人の出頭を俟つて居ると云ふ次第であるから、そこで證人が出揃はないと云ふことになれば、此の計畫は到底満足に行はるゝことは覺束ないのであります、斯くては折角新法の眼目とする訴訟革新の目的も之を達することが出来ないこと、なつて仕舞ふのであります、實は此の點は陪審の施行の際におきましても非常に心配して居つたのであります、幸なるかな陪審では證人がよく揃ふと云ふことを聞いて私共の心配は少くも陪審については杞憂であつたことを喜ぶのであります。就ては民事訴訟法の施行につきましてもどうぞさうありたい、又それは國民の誠意により多分間違ひないことであらうと云ふことを期待して居る次第であります。

國民と裁判

第一 東京辯護士會長 法學博士 岩田宙造

一、裁判と一般國民生活の關係

本日は司法上最も意義深い記念日でありまして、特に改正民事訴訟法が本日から實施されるのであります、其の訴訟法に關して何かお話を申すべきであります、先刻既に池田判事から改正民事訴訟法につきましては精しいお話があつたことゝ思ひますので、私は此の機會に於てもう少し廣い法律上の立場から、裁判と云ふものが一般國民生活に如何なる關係のあるものであるか、又裁判に對して一般國民は如何なる態度を持つべきであるかと云ふことにつき、特種な法律の規定の上からでなく、少し抽象的ではありますが、根本的に諸君と共に考へて見たいと思ふのであります。

此の裁判と云ふものは一般國民の生活とは極めて密接で重大な關係があるに拘らず、一般國民の方からは、殊に善良な國民からは裁判と云ふものはまるで他所ごとであつて、自分等の日常生活と沒交

涉で何等關係のないものゝやうに考へられて居るのであります、これは獨り裁判ばかりではないのでありますて、法律についても同じやうな考へを持つて居る人が多いのであります、これはさう云ふ方面の教育のない人がさう考へるならばまだしもであります、相當教育を受けて居る人でも、さう云ふ考へを持つて居る人がある、現に私共の友人で相當の官職に居つた人でありながら、ある話の時に斯う云ふ話をした人があるのであります。「自分は裁判所と云ふものゝ門を一生涯潜りたくない、何だか裁判所に行くと身が汚れるやうな氣がする」と云ふことを私に言つた人があるのであります、これは獨り其の話をした私の友人ばかりでなく、さう云ふやうな考へを持つて居る人は決して尠くないのです、裁判所は、何か悪人か苦情家の様な人は用事があるか知らぬが、善良な生活をして居る人は一向用事はないと云ふやうな考へを持つて居る人が多いのであります、これは私共から考へて見ますると、丁度潜水夫が空氣の中に生活して居つて、一時でも空氣がなければならぬものであります、平常は一向空氣の有難味を感じないで、海の底に入つて空氣を送つて貰ふ時に初めて空氣の有難味を知るのであるが、水の底に入つて居らぬ時は空氣の恩恵を受けて居らぬやうに考へて居るのと同じやうなものではないかと思ふのであります。

二、協力と競争

一體此の世の中は御承知の通り、お互に協力して掛け合つて行くと云ふことゝ、競争すると云ふことで成立つて居るのであります、勿論如何なるものでも一人で生活は出来ないといふことは申すまでもないのであります、協力と云ふことは誰でも判り易いのであります、一方競争も無論なければ世の中と云ふものは進歩しないのであります、競争に依つて吾々は向上をして行き、又進歩發達していくのであります、併しながら此の競争をすると云ふことにつきましては、何に依つて競争して行くか、これは各人の力に依つて競争をする外はないのであります、此の力に依つて競争をして、さうして各人の力に相當する報酬をこれに依つて得る、其の報酬が得られると云ふことに依つて皆相當の努力をするのであります、今日の制度は其の各人の自分の力に依つて努力して得たものは、其の人がある利益を享有すると云ふことを、社會制度の基礎として居るのであつて、即ち今日の財産、私有制度と云ふものは即ち其の觀念から出來て居るのであります、自分が智力を用ひて何か發明する、發明したならば發明の結果は其の人が得ると云ふことが出来ると云ふことで、例へば特許権のやうなもの

を與へられる、著作をすれば著作権の如きものが與へられるのであります、皆各々自分の力相當の努力をして、それに對する報酬は自分が得ると云ふことが、即ち今日の制度の一面に於ての根本をなして居るのであります。

三、自由競争に對する法律上の制限

昔から法理上で言ひますならば契約の自由と云ふことを認めて居るのも此の意味から出て居るのであります、各人は他人を強制することは出來ないのであります、お互に契約するならば、其の契約して希望する所のものは法律が總てこれに效力を附與して有效にすると云ふのが所謂契約自由の原則であります、今までは私有財産制度と共に此の契約の自由と云ふものが認められて來て居るのであります、一面に於ては各人の競争、自由に自分の力に依つて競争することを認めなければなりませんから、併し其の競争と云ふものは今日旺んに行はれて居りますスポーツと同じやうなものでありますけれども、極めて公平に行はれなければなりません、即ち極くフェヤーに行はれなければなりません、此の自由競争と云ふものは今日亞米利加でモットーとして居るやうにフ

ェヤーブレーでなければなりません、其處で人が自分の力に依つて競争すると云ふことになりますと、腕力を用ひ、智力を用ひ、或は財力を用ひて競争すると云ふことに自からなるのであります、殊に今日のやうな世になつて參りますと、其の腕力も智力も財力も、色々な團體が組織される結果、團體的形式を執つて、色々の形に於て現はれて來るのであります、そこで其の力は必ずしも無制限にそれを用ひることを認める譯にはいかない、又それを用ひる方法につきましても、どう云ふ方法で用ひてもよいと云ふことは出來ないのであつて、必ず正しき方法に依つて其の力を用ふると云ふことにしなければなりません、例へば腕力を用ふると云ふことでありましても、力の強いものが多くの仕事をして、それに依つて多くの報酬を得ると云ふことは固より差支へないのであります、其の力を用ひて弱いものを脅迫したり、暴行をして他人の物をたゞ取ることを許すことの出來ないと同じやうに、智力でも其の通りであります、利口なものが利口な方法で商賣するのはこれは差支へないのであります、自分の智慧が優れて居るからと言つて、詐欺をしたり、智慧の足りないものを瞞して不正の利益を得ると云ふことは許されないのであります、財産でも其の通りであります、正當に用ふることは差支ないが、其の財産を不當に利用したり、或は買收したり、贈賄

すると云ふことになれば、今日の八釜敷い問題の起つて居るやうなことになるのであります、腕力にしても、智力にしても、財力に致しましても、それを用ふる方法につき、勿論制限を加へなければならぬ必要が起つて來るのであります、そこで近年では同じ自由競争を認めますけれども、契約の自由についても其の原則と云ふものは段々これに制限を設けられまして、ある程度に於ては本人が承諾しても、ある場合には其の契約を認めないと云ふ法律を設ける必要が生じて來るのであります、例へば労働に關する各種の近頃出來た法律は多くは労働者を保護する爲めで、労働者が承諾した契約條項であつても、一般に見てこれは不公平な條項であると云ふことになれば、法律上效力を認めないと云ふことになる、斯様な制限が出来て居るのであります、大都市に於て近年行はれました借地法、借家法と云ふものも、これも又從來の自由競争に基く契約自由の原則に對する一つの例外をなして居るのであります、即ち御承知の通り、東京市内に於ては堅固な建物を建てる爲めに、土地を借りれば三十年は必ず貸さなければならぬ、又借りることが出来るのであります、一般の木造家屋であるならば二十年間は必ず借りることが出来る、期限が來た時に未だ其の上に建物がありますならば、土地は返すが其の家は時價でもつて地主が買取らなければならぬと云ふ條項に違反し

て地主と借地人とが合意して堅固な建物は建てるけれども、これは十年で明け渡す、或は十五年で明け渡すと云ふ約束を本人同士が納得して契約をしても、それは法律上效力はないのである、どんなに本人が承諾して居るからと云つても十年で明け渡すと云ふことは出来ない、借家法でも其の通りであります。期限を定めなければ六ヶ月は必ず借りることが出来る、六ヶ月以内で借家人が承諾して、私は六ヶ月借りなくともよい、御入用の場合は二月でも三月でもおつしやり次第お返しする、御請求次第お返しすると云ふ約束をしても、それは法律上の效力はないのであります、或は期限が来て返す場合に、例へば造作がある、其の造作が取外しが出来なければ家主の方で時價で買取らなければならぬ、それも借りる場合、借家人が承諾して造作は私が持つて行く、持つて行かなればこれは無償で代金はいらすに家に付けて残して置くと云ふ約束をしても、それは法律上效力はない、斯やうに契約自由の原則と云ふものに對しては色々な制限を設けられるやうになつて來て居るのであります、これ等は世の進歩に伴ひまして、其の時代々々の正義の觀念に基き、さう云ふ法律上の自由競争に制限を設けられる一つの例であります。

四、法律の恩恵

右述べたやうな自由競争をする上におきましては、法律上に定められた條項があるのである、そこで始めて強い者も弱い者も平等に自分の力相當に安心して世の中に暮すことが出来ると云ふことになりますのであります、若し法律が斯やうな制限をしないで、誰でも自由競争を無制限に許しますならば腕力の弱い者は腕力の強い者に亡ぼされる、財力の大きなものは財力の小さいものを壓倒する、智力でも其の通りで、智慧の優つた者が智慧の劣つた者を皆壓倒することになります、さうすると弱い者の立つ瀬がなくなるのでありますが、法律が一面に於て各人の力に依つて自由競争を認めると同時に、其の力を用ふることに制限を加へ、其の條件を定めて、これで始めて力の強い者も、弱い者も、金持も、貧乏人も、愚かな者も、智慧のある者も、各々自分の力に相當の生活を安んじてすることが出来るのであります。例のビストル強盗であるとか、説教強盗であると云ふものが、たゞ一人出て來ても、二百萬の東京市民は戦慄したではありますか?、若し法律が弱者を保護しなかつたならば、これは百のビストル強盗や説教強盗が出る以上に、弱い者は一日として安んじて生活して行くことは出来ない

と云ふ結果になることは想像に難くないのであります。斯やうに吾々が安んじて今日生活して行くことが出来る、これは總て此の法律の保護が行渡つて居るからであるのであります。一寸顧みれば——私が云ふまでもなく——誰にも判ることであります、餘りこれが當然であるが故に、少しも法律の恩恵を蒙つて居ないやうに感ずるのであります、たゞ強盗が入つた時とか、詐欺に遭つたとか云ふことで警察の御厄介になる時だけ其の恩恵を感するも、平常は恩恵を蒙つて居ないやうに思つて居ると云ふことは、先刻申上げました潜水夫が海の底に入つた時だけ空氣の恩恵を受けて居るのであつて、不斷は受けて居ないやうに考へて居ると同じやうな過ちに陥つて居るものであると思ふのであります。

五、法律の活用と裁判

此の法律は法律だけでは何等役をなさない、どう云ふ立派な法律が出來て居ましても、法律があると云ふだけでは勿論用をなさないのであります、これを活用して法律を執行する、正しく執行するど云ふことに依つて法律は其の效果を發揮する、これは勿論申すまでもないことであります、先刻申上げましたやうな借地人、借家人が法律上保護を受けて居るとしても、地主や家主が此の法律に反して

無法な要求をする場合に、これを實際に於て保護して呉れるものがなければ、勿論法律の效果は貫徹しないことは言ふまでもないのです。法律と云ふものは、一旦法律であることを定めた以上は、徹底的にこれを實行すると云ふことが法律の特色である、御承知の通り、宗教にしても、道德にしても、これは矢張り吾々が共同して仲よく生活して行くことに就ての規則を定めて居るのでありますけれども、宗教は勿論、信仰心に依つて居るのでありますから、信仰のない者に向つては宗教上の規則は却々實行は出來ない、道徳も其の通りでありますまして、良心の麻痺して居る者にはどう云ふ立派な道徳規則があつても行はれないのであります、併しながら、法律は良心が麻痺して居つても、如何なる鐵面皮な者であつても、國家の力をもつてこれを強行するのでありますまして、これが法律の法律たる所以であつて、其の目的を貫徹することが出来るのであります、従つて此の法律と云ふものはこれを實行する——法律が立派であると同時に實行すると云ふことが大切なことであつて、これを實行するのが即ち裁判所でありますから、此の裁判所に於て裁判が公平に行はれると云ふことでなければ、如何に法律が立派に出来て居りましても、其の法律は目的を達することが出来ない、幸にして我國の裁判所は、隨分外の議會や其の他の行政官廳の方におきましては、種々なる失態が續出致しまして、

綱紀紊亂して居る状態であるに拘らず、獨り我が裁判所だけは今日まで無難である、無難であるのみならず、世界の何れの國に較べましても、敢て劣らない程其の任務を全うして居るのであります、全うして居るが故に、一般の國民から却つて其の恩を忘れられて居るやうな感があると思はれるのであります、若し裁判所でも、これまで隨分失態でも起つて、不公平な裁判ばかりしたと云ふやうなことがあつて、それが近頃よくなつたと云ふことになれば、國民はこれを感謝するのであります。今まで失敗もなく、立派に其の職責を盡して行くものですから、却つてそれが爲めに有難味を感じないと云ふやうなことがあるのではないかと思はれるのであります、併し反対に、悪い場合を想像して見まして、吾々が強盜に入られたからと言つて頼んで行くと、巡査が來て強盜の加勢をするやうなことが出來たり、裁判所に行つても一向取上げない、商賣しても代金を拂はぬ人があると云つて裁判所に訴へても、裁判所は必ずしも正しい者ばかりを勝たせない、若しさう云ふやうなことが頻繁に起ると云ふことを考へて見ましたならば、吾々は一日として安んじて生活して行くことが出来ないことは言ふを待たないのであります、裁判と云ふものは斯やうな次第でありますから、法律が大切である以上に尚大切であると云ふことも出来るのであります。

六、裁判の神聖

御承知の通りに、帝國憲法第五十七條におきましては「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と規定してあるのであります、外の行政事務でありましても、これは矢張り國の行政を行ふのでありますならば、天皇陛下の御命令に依つて行ふのであります、裁判と異なる所はないのであります、同じく天皇陛下の命令に依つて行ふのであるけれども、憲法が特に司法權については天皇の名に於て之を行ふと云ふことを書いて居りますのは、此の司法權の行使と云ふものが如何に神聖でなければならぬか、如何に公平でなければならぬかと云ふことに思ひを致して、特に天皇の名に於て行ふと云ふことが書いてあるものと思はれるのであります、それから尙第五十八條には「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」とあるのであります、一般の行政官は必ずしも法律ではない、普通の勅令で定められるのであります、御承知の通り、法律は勅令よりも重い形式で、必ず議會の協賛を経て制定されるのでありますから——法律は憲法に次いでの大なるもので、裁判官は行政官より鄭重に扱はれて居るのである、これは憲法が特に司法裁判と云ふものに重きを置いて居るため

であります、又「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ」と云ふ規定もあるのであります、裁判官の地位の獨立を保障して、容易に其の地位は他人の干渉を許さないのであります、上官の命令でも左右すると云ふことは出來ないと云ふことにして、其の地位を保障して、公平なる裁判をなさしめると云ふことに注意してあります、尙第五十九條には「裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス」とあり、裁判の調べをする、又は判決を言渡す、これは秘密には出來ない、誰でも行つて見ることが出来る、公判廷に於て行はなければならぬ、と云ふことが憲法に於て保障されて居るのであります、兎角此の裁判所の不公平な行為は秘密のときに行はれるのでありますから、裁判と云ふものが如何に公平に公明に行はれるかと云ふことを保障する爲め一般公衆の前でやる、何人でもそれを見ることが出来ると云ふことで、裁判は公開する、斯くの如く憲法におきましても、裁判の重んすべきことを規定して居るのであります。

七、裁判の遅延と其の原因

現に昨年、陛下が裁判所に行幸に相成りました際にも、司法裁判は社會の秩序を維持するのであり

國家の休戚はこれに繋つて居ると云ふ御趣旨の勅語を賜つたのであります、誠に其の通りであります。刑罰を受ける、或は法律に違反して他人に損害を加へた者は、裁判所に訴へれば損害を賠償しなければならぬ、これが適確に行はれると云ふので、吾々は安心して居られるのであります、若し裁判が正確に行はれず、公平に行はれないと云ふことになれば、一日たりとも安んずることは出来ないのですが、そこで日本の裁判所は、先に申しました通り、極めて良好な成績を擧げて居るのであります、更に一層これを有意義になす爲めに、昨年刑事裁判に陪審制と云ふものが設けられ、國民が直接裁判に參與する制度が設けられたのであります、本年の今月今日には、又改正民事訴訟法が實施されるに至りましたのは、裁判が兎角遅くなる、裁判の遅延と云ふ聲が段々八釜敷いので、此の遅延を防ぐ爲めに早く裁判を進行すると云ふ目的で、新民事訴訟法は行はれるに至つたのであります、尤も裁判の遅延と云ふものは今日に起つたことではない、又日本のみではないのであります、昔から世界各國何處でもこれには苦しんで居るのであります、御承知の通り、シェークスピヤの書いた劇の中にも裁判の遅延を訴へて居るものがあるのであります、日本でも民事訴訟で十年も十五年もかかるのも隨分あります。

ますが、英國でも裁判制度は優れて居るのですが、これと同時に訴訟の長引いた點に於てレコードを持つて居るのであります、何んでも昔、バークレー事件と云ふのは百九十四年かゝつて漸く片付いたと云ふことであります、それに較べれば日本の十年二十年かゝるのは大變早い方の部類に屬すると云つて差支へないのであります、バークレー事件と云ふのは一千四百十六年から始まつて一千六百九年に漸く判決が下つたのであります。これは餘談になりますが、バークレー家のトーマスと云ふ主人公の時に、男の子がなくて、エリザベスと云ふ娘が一人あつた、其の娘をある伯爵家に嫁にやりまして、バークレー家の方は近親の男子の者が其の跡を相續したのであります、所が伯爵家に嫁入つた人の子孫が相續回復の訴訟を起した、それがバークレー事件として有名な事件であります、百九十四年かゝつたのであります、其の裁判中には随分双方から戦争に似寄つたやうなことまでして騒いだと云ふことであります、却々英國人の根氣のよいことを證明して居りますが、到頭判決を得て、原告であつたエリザベスの子孫の方が敗けて片が付いたのであります、さう云ふ例外もありますが、訴訟が長引くと云ふことでは何處でも困つて居るのであります、日本でも其の通りであつて、成るだけ早くしたいと云ふので、民事訴訟法が改正されるに至つたのであります。

八、證人、鑑定人は國民の義務

民事裁判の方では刑事裁判と違ひ、直接一般國民が裁判に關與すると云ふことはありませんが、それでも證人或は鑑定人としては國民がこれに關係を持つ場合が尠くないのです。證人鑑定人と云ふものは、本来兵役の義務と同じやうに國民の義務であります。裁判が間違はないやうに、裁判が本當の裁判が出来るやうに、それについて事實を知つて居る者は法廷に出て眞實を述べる義務があるのに拘らず、兎角證人になつて出ると云ふことは、刑事の方はさうでもないが、民事裁判では證人に出れば、どつちか當事者の利害關係の爲めに一方から頼まれて證人に出るやうな氣持の者が専くないのです。其の爲めに證人の證言が兎角眞實を述べないで、どつちかの方に利益なことを枉げて述べると云ふやうな例が専くないのであります。斯やうなことは勿論非常に遺憾なことである。心得の違つたことでありまして、どこまでも國民の義務として眞實を述べると云ふことにしたいのです。あります、裁判所の嚴正公平と云ふことの必要であることは只今述べた通りであります。殊に此の頃の時勢になつて参りますと、此の大切なことを特に痛感するのであります。以前は官僚で色々な弊

害もありましたが、併し此の行政權の力が強いものでありますから、世の中で種々不平があり、騒ぎがあつても行政權の力で鎮めたのであります。近頃は御承知の通り政黨政治になつて來た關係上、行政權と云ふものは多くは喧嘩の相手方、一方の當事者として立つ場合が専くないのであります。例へば今のやうに民政黨内閣であれば、政友會の方から見れば、今の政府の人は自分の相手方であるやうな考へをもつてこれに臨んで居るのであります。でありますから、政治に關係を持つやうな問題につきましては、行政權で秩序を維持すると云ふことは却々困難で、其の秩序を維持するにはどうしても公平なる裁判所の手に依るより外はないのであります。此の頃のやうに色々政黨に關連したやうな疑獄事件が起る場合は尙更さうであります。裁判所が最も嚴正公平な立場でなければ、其の裁判について國民の信用を得ることは出來ないのみならず、政黨の力が段々強くなつて参りますと、司法權を扱ひます所の裁判官も亦吾々と同じやうな國民でありますから、政黨の勢力が強くなると云ふと自然其の影響を受けないと云ふことは保證し難いのであります。さう云ふことのないやうにするには、たゞ直接司法の職務に當つて居る者の考へだけでは不十分であつて、一般の國民が、司法權の獨立と云ふものは大切なものである、司法權の獨立は是非共維持しなければならぬと云ふことを自覺して、國

民の輿論をもつて司法権の獨立を後援しなければならぬ、國民が餘り司法権と云ふことにつき無理解であり、これと没交渉であつて何等これを擁護する考へがないと云ふことでありますと、今はまだ大丈夫であります、將來政争の爲めに司法権の動搖を來すと云ふことが絶無とは限らないのであります、で吾々はどこまでも——此の政治の有様は政治の有様で已むを得ないのでありますけれども、司法権の獨立と云ふことについてはどこまでも國民一致して、又其の必要を自覺して、これを後援することが極めて必要であると信ずるのであります。

九、司法権の獨立と國民の自覺

先刻も例にひきましたが、英國におきまして、私は此の點に於て最も痛切に感動した比較的新らしい一つの例を知つて居るのであります、最後に其の例を申上げて、諸君と共に此の司法上の意義ある記念日に於て、英國と同じやうに我が日本におきましても、裁判と云ふものにつきまして、一般國民が諒解して、さうして司法権獨立と云ふことにお互に努力したいと思ふのであります、其の例と申しますのは歐羅巴の大戰の半ばの當時であったのであります、此の間日本に参りましたツェツペリン飛

行船、あれ程大きいのではないであります、あの獨逸の飛行船が屢々英國を襲撃する當時に於て斯う云ふ記事が新聞に出たのであります、時の總理大臣ロイドジョージが、獨逸の飛行船が來たので、其の襲撃を避ける爲めに、官舎から周章て飛び出して列車の中に逃げ込み、さうして燈火を消して居つたと云ふ、斯う云ふ記事が出たのであります、それをロイドジョーデ總理大臣が見まして、これは怪しからんことである、自分は斯う云ふ地位に居るから平生色々の人から攻撃もされる、悪口も言はれる、普通のことなら何んでもない、うつちやつて置くが、今日英國の子弟が海外に出て戦争に従事し、身命を賭して争つて居る際に、最も國家の重責の地位にある總理大臣が、獨逸の飛行船が來たからと言つて命を惜んで逃げ出したと云ふことを新聞に書かれては一日も總理大臣の地位に居る譯にはいかない、これだけは徹底的に事實の過つて居ると云ふことを國民に知らせなければならぬと云ふことを考へて、これを知らせる方法はどう云ふ方法が一番よいかと云ふことを考へたのであります。たゞ新聞社に正誤文を出してこれでは徹底しない、一番有效な方法は、裁判所にさう云ふことを書いた新聞社を告訴して、さうして裁判所に自分が行つて證人と爲り、裁判所の證人席に着いて宣誓して證言するのが、これが一番有效な方法なりとしまして其の通り實行したのであります、歐羅巴戦争の

忙しい最中に、自分で裁判所に出掛けて宣誓をしてさうして證言した、其の時は自分は飛行船が來たので逃げ出したのではない、佛蘭西の大統領と協議をする必要があつて、佛蘭西へ行く時間が來たので、それで官舎を出て船に乘る所まで行こうとして列車に乗り込んだのだ、其の時恰も獨逸の飛行船が來たので、燈火を消して出發を待ち合せて居たのである、飛行船が逃げてから其のまゝ佛蘭西へ行つたのであると云ふことを證言したのであります、さう云ふことの間違ひを書きました二、三の新聞は非常に恐縮して、裁判所に於て本人が證言したと云ふならばこれは間違ひなからう、自分等がさう云ふ風に聞いたのは自分等の間違ひであつた、誤報であつたと云ふので、謝意を表して新聞に取消しをした、さうして總理大臣も其の事實が明かになればよいと云うて、告訴を取下げたと云ふことであります。

これは私は實に日本に於ては想像だに出來ないことであると思ひます、歐羅巴大戰は御承知の通り歐羅巴を擧げて混亂状態に陥つて居つた時に、一番忙しい任務にある總理大臣が裁判所に行つて宣誓して、さうして證人となつて證言をする、それが一番國民をして信用せしむる最も有力なる方法なりと考へたと云ふことで、此の結果に於て其の通りであつたのであります、これでもつて英國民が裁判

と云ふものを如何に神聖と考へて居るか、英國の上下國民が裁判と云ふものに對するどう云ふ觀念を持つて居るかと云ふことも判るのであります、又これと同時に新聞社も實に光風霽月で、敢て執着して其の非を遂げない、事實が判れば其の通りに過ちを正誤すると云ふことは矢張り英國民の襟度の磊落な所が窺ひ知られると思ふのであります、どうか吾々も私がお話し致したやうに、裁判所と云ふものは不淨な所のやうに考へたり、監獄と同じやうな考へを持つ人のないやうに改め、英國人のやうに裁判所は神聖な所であつて、裁判所に行けば汚れた者も清められると云ふやうな考へになり、それと同時に裁判所の獨立と云ふことについては、何事を措いても國民はこれを後援すると云ふことを、此の意義ある記念日に於て諸君と共にこれを期し、さうして裁判所と云ふものと國民の關係について深く考へて見たいと思ふのであります、これだけで終ります。

題 未 定

○
法學博士 花 井 卓 藏

皆さんは只今迄いろいろ有益な講演を御聴きになりまして、御出でになつただけの御土産は十分と思ひますから、此上時間を費して無益な御話をする必要はないと存じます。況や私は古い辯護士ですが、所謂流行後れであつて、今日は廢業してゐるので、實は御話するような題材さへもないのです。御断りをしたのであります、何うしても御聽入れがないので、已むを得ず題未定として此處に立つたようなわけでございます。犯罪に關する昔話、而も雑話を時の許す限りに於て致しませう。皆さんの御顔がもう宜からうと云ふように私の目に映つりましたならば、その時を限りとして壇を降ります。題は御聴き終りの後、皆さんが隨意に附けて下さい。

○
題 未 定

先づ最初に御記憶を頼つて置きたいことがございます。それは在監人の數字であります。御記憶に不便でありませうから大數のみを申上げます。在監人は四萬人餘で、内參千人餘が刑事被告人として未決監に居ります。後に悉い數字を申上げるかも知れません。明治四十二年頃は犯罪大繁昌といはんよりは、檢舉が嚴しかつたので、監獄大繁昌で六萬五千人乃至七萬人も居りました。時代の推移と共に當局の方針も餘程變つて参りまして、起訴する人も裁判する人も多分に人間味を受け容れられまして、法律を運用せられたので、犯罪の數字に比較しては受刑者の數字が寡くなりました。誠に結構なことでございます。

それから行刑費乃ち監獄費のことであります。罪人の爲めに何程の金が要るかと云ふことであります。豫算の上に於て詳細に調査したわけではありません、又精確なる調査は却々困難であります。大凡のことを申上げます。或は間違つて居るかも知れません。行刑費は約壹千五百萬圓位でせう。それに裁判所費が參千萬圓でございますが——これも大數であります——民事刑事半分位の割合に見積りますと、刑事裁判費が約壹千五百萬圓位でせう。それに又検察費警察費多くは捜査費であります。警察費は國庫と地方費の連帶負擔でありますからどれ程であるか調べて居りませんが、検察費警察費併

せて壹千萬圓位と見ればよろしいでせう。間違つて居るかも知れません。犯罪の爲めに支出せらるる金がザツと四千萬圓程になります。御記憶を願ひます。この計算は寡なきに失するとも決して多きには失しません。是は國の費用です。稼ぐ人が監獄に繋がれて稼ぎに因て得るところの收入を失ふ損害、又辯護だとか、差入だとか、却々要ります。あとに残された家族、妻子眷族の生活費、彼等の悲哀苦痛、その物質的並に精神的損害は莫大なものであります。

○
犯罪は憎むべきものであります。平和なる國家善良なる國民の敵と申しても宜しいのであります。犯人は善良なる國民の膏血を絞つて罪の上に生活するのであつて、罪なき國民は罪ある犯人を養はねばならぬのであります。嘆はしい次第であります。乍併、常習犯で幾たび監獄に這入つても悔い改めないものは、何うしても不定期刑の制度を設けて、遷善の實の擧がるまでは放免しないことにせねばなりません。之は社會防衛として已むを得ないのであります。それと同時に悔い改めたものに對しては短い期間で早く出獄を許し、正業に就かしむるの道を講じて遣らねばなりません。而して偶發的犯罪や、感情的犯罪や、道徳的精神錯亂者の如きものは情狀により公訴任意主義を善用して不起訴

處分にする。裁判上では刑の執行を猶豫する。何處までも慈悲の法力で救ふの道を講ずる。そうして成るべく在監人の數を寡くして、良民の負擔する犯罪費の減少を圖り、これを教育費なりその他有益なる方面に使用すると云ふことにしなければ、刑法の運用はうそであると考へて居るのであります。法律は人間の作つたもので、人間を支配するものでありますから、是を取扱ふ人の心に人間味がなくてはならぬのであります。刑法第何條に當るとか當らぬとか云ふ考へのみに没頭すると、刑法の精神が留守になります。罪を犯せば懲役に入れると云ふこと計り考へて居つては犯罪と刑法の闘争見たようになつて、彼等は刻々に動亂する激情の犠牲となつて終には刑法を敵として闘ふようになります。刑罰は或意味に於ては保護であり、又教育であらねばならぬのであります。法律は形式論理の學問でも何んでもない。一つの人間學であると云ふことを忘れてはなりません。ひどい奴は刑して而して刑法を畏れしめ、然らざるものは刑せずして而して刑法を畏れしめねばなりません。刑せられて而して刑法を畏る。故に再び罪を犯さない。刑せられずして而して刑法を畏る。慈悲の法力に感じて良民生活を喫むようになる。如斯にして犯罪を寡くする。四萬人が參萬人となり、貳萬人が壹萬人となる。四千萬圓が參千萬圓となり、貳千萬圓が壹千萬圓となる。それを有益なる費途に使ふようす

るといふ心掛は、刑法を取扱ふ人の信念になくてはならぬのであります。刑は躊すべきものでない。刑は慎むべきものである。無益の刑は避けねばなりません。

○

今より二十幾年前乃ち明治四十二年の頃であります。九十歳の老人が——私の書いた本には名前も書いてある——東京地方裁判所で懲役七年に處せられました。百歳近くまで獄に繋がることになります。何ういふ犯罪であつたかといふと、明治三十七八年の役乃ち日露戰役の際後送病兵を東京陸軍豫備病院に收容するに當り、其運搬請負人として、人力車の賃金と擔架人夫の賃金とを正數外に請求し、又晴天を雨天と詐り、割増金を請求したと云ふ事件で、官文書偽造、詐欺取財として起訴せられたのであります。老人は名義上受負人と云ふ丈で、實は何にも知らないので、使用人が陸軍官吏の諒解を得て遣つたのであります。其れ辺も深く咎むべき程のことではないので、陪審裁判でもあつたなら屹度無罪となつただらうと思はれます。皆さんは御經驗はござりますまいが、車といふものは暴風雨でない限り、雨天は却て挽き易いので、其翌日翌々日當りが道路泥濘で挽き悪いのだそうです。其處で慣習として雨天の翌日翌々日は總て雨天として割増金を請求することになつて居つたのだそ

うであります。處が何う云ふわけか、其れが問題となつて請求をした老人と、支拂をした官吏とが官文書偽造詐欺取財として起訴せられ、老人は七年の懲役に處せられたのであります。控訴を致しましたところ、一年を減ぜられて六年となりました。當時は現行刑法施行の初で刑の執行猶豫の制度はありませんでしたが、その恩典にも浴せられなかつたのであります。刑の執行猶豫は二年以下の有期刑に限られて居るので、官文書偽造があつた爲に何うすることも出来なかつたらしいのです。乍併、能く事實を調べて貰へば幾らでも道はあつたと思ひます。上告致しました。原裁判は破毀せられ、宮城控訴院に移送せられました。翌年乃ち明治四十三年に公判が開かれまして官文書偽造は無罪となり、詐欺の點に付て二年の懲役に處せられ、刑の執行は猶豫せられました。此時被告は九十一歳であります。而して此事件の経過中一場の悲劇が起りました。天にも地にも唯だ一人の伴を失つたのであります。

併は老父に科せられたる重き刑の判決に落膽して發狂し、刺刀を以て咽喉部を刺し自殺しました。父は幸にして長壽を保ち殆んど人生の限りを盡して居る。而して九十年の長い間人に指されるやうな悪いことをしたことはない。今回の事は假令ひ罪ありとするも、雇人の取締不行届であつたと云ふ位に過ぎないのである。それで六年も七年も監獄に入れられる。父は必ず獄中に閼死するであらう。生き

て父の獄中に死するを見るに忍びず、生きて此悲哀に泣かんよりは、死して父を待つに若かずと云ふので、一通の遺書を認めて自殺したのであります。裁判官の眼には刑法の文字は映じても、刑法の精神は映じなかつたと見えます。刑法の文字は平たく書いてあつて、新聞の論説よりも読み易く、又分り易い。人の物を盗んだら何うする、人を殺したら何うすると書いてある。尤も其精神までは法典には書いてないのであります。乍併、法律を取扱ふ者は、法の文字に縛られずして法の精神を擰まねばなりません。二十年前には法文中毒でこんな荒っぽい裁判もあつたのであります。

併、皆さんこんな事實が皆さんの親にあつたと假定せられましたならば果して如何なる感覚を御起しになるでせう。私が老人の犯罪に付きまして研究心を起しましたのは此の事件が動機であります、近來は立法上にも將又實際の裁判上にも追々注意せらるるようになります、甚だ喜んで居ります。刑事訴訟法が改正せられたる時第二百七十九條に『犯人ノ性格年齢及境遇竝ニ犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得』と規定せられまして、故らに『年齢』の文字さへ加つて居りますから、今日なれば必らず不起訴になつたでせう。九十歳と云へば世にも稀なる長壽の人、それに永年御用商人として信用も厚かつた人でありますから、性格と云ひ年齢と

云ひ申し分なしであります。又犯罪の情状とても前申上げた通り咎むべき程の事ではないのでありますから、不起訴は殆んど疑なしであります。然るに昔はこんなむごたらしい事件もあつたのでござります。是等が全く無益の刑と申すものでございませう。法の文字に囚はれて法の精神を殺したのでございます。人間の心を以て人間の心を見る心掛がないと、こんなことになります。實は此事件の裁判が適例となつて老人犯罪に關する立法上裁判上の注意を喚起することになつたのであります。其處で前條の如き規定を設け、斷然犯罪必罰主義、合法主義杯と云ふ舊い型を破つて了つたのは此事件の賜であります。近來八十歳九十歳の老人を起訴した例は殆んどないようであります。

○

此機會に於て私の本に書いてある一節を抜いて、序に御聽きに達しますが、老人犯罪に關して第一に研究すべき點は、犯罪責任能力の觀念であります。法律は少年犯罪に付ては、智力體力の上より見て犯罪能力を認めて居らないのであります。責任を問はないのであります。而して此點に於て老人少年、區別すべき標準は寧ろないのであります。智能關係より見るも、身體關係より見るも、兩者を通じて同一なりとするは、決して不當の推理ではありません。少年を無責任とし、老人を有責任とする

理由はありません。少年無責任の理由は智力の發育十分ならず、體力の發達十分ならずと云ふに過ぎないのであつて、畢竟刑法と心理學生理學の調和に外ならないのであります。犯罪能力の基礎觀念は、云ふ迄もなく智力と體力である。少年は智力の關係上責任を負はない。然らば何故に此法理が老人に適用せられないのであるか。智力は衰へて居る、體力は疲れて居る。發育の十分ならざる少年の智力と智力の衰へたる老人の智力と何の差異があるであらうか。發達の十分ならざる兒童の體力と老朽事に堪へざる白頭翁の體力と何の區別があるであらうか。私は心理的、生理的の見地よりして、老少を通じて一視同仁に法の保護を認めたいのであります。少年は未だ人間の成熟期に達しない、心理的にも生理的にも低能者であります。人生の退行期即ち老衰期に屬する老人特に八十歳九十歳以上の人人は是も亦心理的、生理的低能者と見て宜しいのであります。心理的低能者は體力完からず。一には犯罪の認識力を缺き二には刑罰の負擔力に堪へず。刑事責任發生の理由はないのであります。然るに何故に少年を無責任とし、老人を有責任とするのであるか。私は實際上老人に因りて屢々惹起せらるゝ犯罪に接し、其犯罪の原因は全く精神身體の變化に在ることを發見し益々此感を深ふしたことがあります。少しく脱線しましたが、古い話も御参考にはならうと存じます。

それから婦人の犯罪に就て憚れる実例を御話しませう。段々と時刻も移りますから簡単に片付けます。能く私の引く例であります。是は二十年ではない、三十年も前の話であります。十七八の時から幾回となく監獄を出たり這入つたりして、もう五十幾つかになる女がありました。最初は不圖した出来心から罪を犯し囚はれの身となつたのであります。宥せば宥された事件であります。處が公訴は合法主義であり、裁判は必罰主義であつて、とう／＼彼女を臺なしにして了つたのであります。期満ちて獄を出る。親兄弟は何んな取扱をするかと云へば、外聞を憚かつて寄せつけない。世間は勿論相手にしない。そこで再び罪を犯しました。獄に入る又出る。法律は前科者の銘を打つ。廣い天地が狭くなる。慈悲なる世間は人間愛を露ほども與へない。又もや冷めた監獄に歸らねばならない。凭くしてとう／＼獄に入る家に歸るが如しとなつたのであります。思ふに最初に訴を起さず、近親の人も、友達も、裁判官も、皆んながどうかして救つてやうといふ暖かい人間味があつたなら、こんなみじめな境遇には陥らなかつたであらうと思はれます。全く初犯の起訴が再犯三犯の累犯を作つたようなものであります。世に無益の刑ほど恐しいものはありません。

○

今一例、之も前の例と同じく私がたび／＼引く例であります。矢張三十年前の昔話です。奉公先きの奥さんが盜みもしない簪を盗んだと云ふので暇をくれた。他家に奉公をしようとしたが、前の家で簪を盗んだと云ふことが祟つて何處でも雇つて呉れない。腹が立つてたまらない。そこで淺墓にも前の主家に放火をした。併し大事に至らずして消し止めました。此事件は全く、奥さんの僻みから起つたので、奥さんが疑ひの目で以て彼女を睨まなかつたならば起らなかつた事件であります。放火犯の大罪を犯すに至つた原因は實に奥さんが人を疑つて難癖をつけたからでありますから、私は何んとかして救つてやりたいと考へましたが、殘念ながら舊刑法時代であつて、起訴は勵行主義、刑法には執行猶豫の制度がなかつたので如何ともすることが出來なかつたのであります。今の刑法でも放火は死刑無期又は五年以上の有期懲役であるから酌量して刑期二分の一を減じても二年半でありますから、執行猶豫の恩典には浴せられないであります。が、前に引いた二百七十九條で不起訴の處分は出来るのであります。込み入つた内容事實は時がありませんから省きます。

いろいろの例を此通り書いて参りましたが、段々時も移りましたから今夕はこの二つの例で御免を蒙ります。要するに例に引きましたお話は、世間で云ふ無益の殺生をしてはならぬといふことになります。刑は兎器であります。已むことを得ざるに非ざれば振り廻してはならぬ兎器であります。不定期刑でも適用せねばならぬ程の悪漢には兎器も必要でありますけれども、今引いたような例の人々は何處迄も慈悲の涙で救うて遣るようになればなりません。放火犯の例の如きは寧ろ彼女の犯罪を作つた奥さんに精神的桎梏を擔はして宜しいのであります。又劈頭に長々と述べました老人事件の如きも無益の殺生であります。無益の刑であります。今日はそんな例がなくなつたので、刑法運用上的一大進歩であります。只今迄の御話は無益の刑は刑法の本旨でない。刑罰其物には慈悲の精神が籠らねばならぬ。刑は讀すべきものでない、刑は慎むべきものであると云ふことを申述べたのであります。

○
是から極簡単に別の話を少し致します。在監人四萬人中受刑者が參萬五千貳百六十人であります。内貳萬貳千五百五十九人が強窃盜であります。強盜總數貳千六百五十九人、窃盜總數壹萬九千九百六人、計貳萬貳千五百五十九人が盜犯であります。之は本

年六月末の現在であります。

○
諸君、此壹萬九千九百六人と云ふ多數の窃盜犯であります。如何にして犯され、又如何にせば防遏し得らるゝか。大問題であります。乍併、其多くは貧困から起るのであって、所謂貧の盜が初犯であります。人口問題も却々大かしいのですが、兎に角人口の増加は失業失職と爲り、生活不安定と爲り、食ふが爲めに盜むと云ふことになります。人口の増加と共に犯罪の増加するは自然の順序と云つても宜しいのであります。職業は人間生活の基本でありますけれども、人口増加の割合に應じて職業は増すものでなく、減えるものでない。生活に必須なる職業は、之を得んと欲して得る能はず、生活難は遂に犯罪を犯すの已むを得ざるに至ります。此対策は政治的にも經濟的にも確立せねばなりません。幾ら教育の力だからと云つて、失職者に飯を食はずに辛棒しろと強ふるわけには參りますまい。飢えて道途に仆れんか、罪を犯して生命を保たんか。斯る場合に貧の盜をするのであります。職業の缺乏は、直接間接に犯罪を誘致する社會的原因の重なるものであると學者は說いて居ります。

生活難と戦つて敗れたる弱卒は、犯罪軍に降伏せざるを得ないのです。而して世に貧民の犯罪程、寒心すべきものはありません。彼等は衣食を得ざるが故に盜を爲す。捕へて獄に投すれば、衣食並び臻る。彼等は是に依つて衣食の上に安心の道が得られる。再犯又三犯、世に恐しき常習犯は、如斯にして製造せらるゝのであります。罪は彼等に家を與へ、衣服を供し、食物を給す。罪を犯さずんば、家もなく、衣服もなく、食物も得られない。終には犯罪を以て、職業と爲すに至るのであります。先程の統計に因れば現に千四百人も居ります。貧にして且職業を失へる者に對する救濟策は國家として一日も速に立てねばならないのであります。

○
刑罰の目的は保護であり、又教育であつて、而して犯罪を防遏することを使命とせねばならぬ。而して人口の増加は、斯くの如くに犯罪の増加を來たすのでありますから、吾々は如何にして之を救ふべきかを考究せねばなりません。大正十四年十月一日國勢調査に於ける人口は總計八千參百四十五萬五千參十七人にして、今之を我國の總面積四萬參千七百參方里で除すれば、一方里平均千九十九人餘

に當ります。生活難の襲來、貧民階級の増加は寧ろ怪しむに足らぬではありませんか。愈々結論であります。第一に失業者救済に關する法制並に設備を確立する事。第二刑餘者の保護並に就職に關する有效なる方法を講究する事。第三各種の社會政策に依り防貧、救貧並に作業教育の道を講究する事等であります。却々金が要ります。

○
今日は司法記念日であります。畏くも 天皇陛下には、昨年の今日東京の三裁判所に御臨幸遊ばされ、司法事務を御覽遊ばされ、勅語を下し賜つたのであります。而して昨年の今日は陪審法が施行せられ、裁判に人間味が加へられるようになつたのであります。又今年の今日は改正民事訴訟法が施行せられ裁判の民衆化が實現することになつたのであります。何うか來年の今日は犯罪減少の対策を確立し且實行したる成績を報告するように致したいものであります。皆さんの御願はまだ時の宣告のようにも感じませんが是れで罷めます。長短不揃の雑話を申上げて御迷惑を掛けました。

裁判と大衆終

三八

昭和四年十一月六日印刷

昭和四年十一月九日發行

裁判と大衆〔定價金貳拾錢〕

編

者

株式

會社

國民

新

聞

社

發印

行刷

者兼

代表者

株式

會社

京橋

東京

市

區

加賀

町

一

番地

印 刷 所

會社

株式

會社

成

康

文

社

發印

行刷

者兼

代表者

株式

會社

牛込

東京

市

早稻田

鶴巣

町

一〇七

番地

發行所

啓成社

東京市京橋區加賀町

電話銀座(57)三四四・振替東京二〇五五

不許複製

國民新聞社編輯局編著の主なる出版物

フ ア ツ シ ョ 運 動	定價 五〇
太 平 洋 戰 爭	一、〇〇
普通選舉早わかり	一、五〇
我 國 の 無 產 政 黨	三〇
歐 州 の 獨 裁 政 治	三〇
地 租 移 讓 問 題 論 戰	三〇
貴 族 院 改 革 と 現 制 度 の 運 用	三〇
普 選 法 改 正 の 叫 び	三〇
新 戰 術 (挿畫約三十葉)	一、三〇
銀 貨 を に ぎ る 骸 骨	六〇
今 後 の 地 震	八〇
村 の 迂 を 往 く	八〇
日 本 野 球 史	二、〇〇
相 場 街 祕 聞	二、〇〇
回 春 祕 記 談	一、八〇
財 界 盛 衰	一、五〇
地 方 選 舉 早 わ か り	二、〇〇

發賣元

啓成社

326

259

終

